

家老に任せ置くなり。世評は家老の良き爲めなれば、家老の善政と云ふべきに在り」と應へたので、玄悦も其政治の宜しき理あること、痛く感歎したと云ふことが傳へられてゐる。

尙ほ亦公左右に語つて曰く「汝等分ヲ知ルノ樂シトイフコトヲ知ルヤ、吾聞ク知分ノ樂トハ我身ノ分ヲ知レハ樂シトイフコトナリ。昔人末期ニ及テ兒輩ニ塗笠ヲ讓リタリ。此ハ上ヲ見ルナトノ訓ナリ。實ニ面白キ事ナリ。上下各其分限ヲ知リテ今日ヲ勉メナハ樂シカルヘシ」と、斯の如く自らを知り、自ら誠むるの明あり、功は之を下臣に譲り、過は自ら之に居るの洪量があればこそ、能く任じ能く御することを得たのである。かの才機縦横と云はれた村田與左衛門をして遺憾なく良宰としての手腕を振はせたる寔に其故なしとしないのである。

公が如何に民政に意を注ぎ、撫恤の政を施してゐたかは、前章に於ても屢々述べてゐるが、田制村位の改革を始めとして種々の課税を寛にし、勤勉力行を奨め、荒地を拓き、山林を増殖するなど國利民福の實を擧げ、相互扶助の精神を強調して、各自其生を完うせしむるなど一として間然する處なかつた。明暦年間藩老池田八右衛門に與へた書中の文句、即ち「當年は百姓手づまり迷惑の由承之、何より以民の迷惑致候段歎歎候。如何様ニも百姓休申候様に諸事可被致候。我等事不自由にては百姓さへ寛き候ハ、手前の不自由は神以少しも厭ひ不申候間云々」と云へる。如何に民を愛撫するの情深かつたかを窺はれやう。そして寛文年間の飢饉に際し、領民の救済策を要路に告げて「殿様御意被成

候ハ當年ハ天下一統飢饉候間、其許諸百姓等小給人迄困家不仕様御仕置被成度ノ由御書ニ御坐候云々」と公の意を傳へてゐるのである。

忠胤は最も徹底したる民主主義の政治家であつたことは、當時封建時代に於て往々暴君現はれて、國家民人を私有の如く振舞う者ある時に際し、我等領分の六萬石は我れ一人の六萬石に非ず、實に六萬石の六萬石なりと云へる、是等獨裁專制的なる微塵も公の思想中に見ることが出來ないのである。

公は常に政治の到らざるを慮り、之を家臣に尋ね、改むるに吝かでなかつた。或時公家臣に治國の第一は何かと問はれたのであるが、其時熊川左衛門が、慈悲を第一とし、鰥寡孤獨の猶更に憐愍を加ふべきを以て應へたのであつた。茲に於て公は斯様なる者があるならば、何人にては御扶持を下さるべき旨申渡したのである。尙又在々に於て病人起つた場合には、役人に其旨を告げ醫藥の手當を受くべき旨仰出されてゐる。當時心學大いに流行し、公も亦造詣深かつたが、時に道歌を以て所懐を述ぶることあつた。或時長松寺極圓の許に、

第一に民百姓を憫みて吾身を捨て、人を濟はん。

善惡に迷ふ心の野邊の末道踏分けて導くや君

の二首を贈つた。此時極圓も之に返へして、

身を捨てし君の恵に民も亦身を委ねてや君に仕へん

嗜き好む野邊を後ろにして行けば塵無き里はやがてそこくと其味懐の應酬をしてゐるのである。

寛文八年は凶作にて五穀稔らず、御内窮民多く現はれ、忠胤之が救済に専ら力を盡してゐたが、此時同藩より百姓一揆の起つたのは全く意外とする處で、公の治政中の瑕瑾として記録に留めてゐるものである。彼等百姓の訴出でた箇條と云ふのは、

- 一、年々御金粗御貸被下一應仕合ニ奉存候得共、却テ爲ニ不成事ヲ被成下候年ヲ延御取可被下事。
- 一、大檢地以後被打出候反歩等倍候事。
- 一、近國ヨリモヨリ高カリ候事。
- 一、田代年貢御免可被下事。
- 一、高分ノ二男三男姫取度ト存候ハ親ノ心ニ候所無用ト有之事御無理。
- 一、身上ノナラ又百姓身ヲモ賣候様トノ事。

の數項であつたが、其原因は時の執政村田與左衛門等に快からざる郡代代官等の愚民を煽導せるに起つたものと云はれてゐる。之より先き百姓不穩の狀あるにより郡代代官等に其實情を糺したのであるが、金穀の滯貨年々其額を増し、恩典却つて民を困しむるが如き弊あるにより、其法を改むるの要あること、又近來百姓共二三男を分家し、其家株を頒つ者多きが故自然相互生計の困難を惹起する因と

なるを以て之を禁すべく、既に分家せる者に對して自立の力無きものは、一時身を奉公に委ねても他日獨立を期するの覺悟を爲さしむべく、其他檢地の打歩、盛商の高きことなど全く事實を誤れる取沙汰であるけれども、不平の屬吏等は是等上を憚らざる訴訟を爲せるに就ては相當の責罰もあるべきありなど語り聞かせたので、其深意のある所を知らざる愚直なる農民共は周章狼狽して遂に強訴するに及んだのである。

斯くて忠胤事實を糺彈して郡代澁川源左衛門、代官草野七右衛門に切腹を命じ、更に家老泉藤右門以下郡代目付等を各地に派遣し、訴訟の故なきこと、藩府の方針偏に民を安んずるに在ることなど懇々説諭し、且つ滯貨の粗七萬四俵は藩主の慈惠により無利息十ヶ年に返済することとし、勤儉力行之が報効を圖るべき旨激勵し、猶亦其不心得を篤と教諭したので、彼等も翻然として其非を悟り、全く一時の誤まりたる存慮より來たることを陳謝し、歸村したのである。

公の行ひには一世の龜鑑となるべきもの尠くなく、中にも己れを省みること日に三度び、衆を率ゐるに身を以てせしが如き、實に常人の及ばざるものがある。自戒の道歌に、  
身の爲になす其善は善ならず人の爲となす善は善  
ともすれば長門守に牽かれつゝ長門守に心許すな

また或時自ら筆して左右に示せる文に、

世ノ中ノ人我ヲ誑ラカシ、我ヲダマセルヲ知ラズ。人ノ前ニテハ惡シキ事共隠シ、我ヨキ様ニ申ナリ。人ハソレヲ悟ラズ誠ニヨシト思ヘトモ、我ニ省ミレハ我ヲダマシスカス事ニテ恥カシキ事也。我カ惡シキ事ヲハ眞直ニアラハシ人ニ知ラスルコソ善キ事ナルヘケレ。人ヲダマスサヘ惡シキニ我カ心ヲダマシ何ノ益カアル、カヘスノモ之ヲ可愼事也。今時賢ト云ハル、人ハ皆物事ニ利巧ニ當坐ノ才覺早ク又武士ニ生レテハ武ヲ心ニ掛クルトラムザト強キ事ヲ存シ、又ソレハ惡シキトテ文ヲ好ミ、詩ヲ作り、人ニ負ケシ劣ラジト、我心ヲ立テ心ニモナキ虚ヲツク。是等皆我ヲ惑ス類ナリ。又今時ノ慈悲第一ト申ス人ヲ見ルニ、人ノ爲ニハアラズ、我爲ニハカリ、慈悲ヲスル也。我身ヲ捨テ、人ヲ救ヒ惠ニ恤ムコソ誠ノ慈悲タルヘケレ。と、公常に能く諫めを容れ、また性短慮にして時に怒りを左右に移すことあるも、霎時にして轄然過を改むると云ふ性格の人であつた。

忠胤は自ら奉ずること薄く、儀式等のある場合の外は食事を一汁一菜と定め、儉約を士民に先立つて嚴守してゐた。明暦三年江戸に大火起り、數千軒焼亡したのであつたが、公語つて曰く、

「豫て奢侈の大名此度の大火に嘸ぞ迷惑するならん、思へば此災事は世上のよき戒めとなるべし」と、此時江戸の藩邸も類焼の厄に遭つたので、公嚴に戒飾し、極めて質素なる再築を命じたのであつた。

此際藩邸にあつた夫卒共は其狭き小屋に膝を容るゝのみにて、夜の臥所も無き有様を聞き、いかに吾れ暖衣安眠を食ふこと出来やうと、夜の衾を薄くし、帯をも解かずして打臥したと云ふことである。是等を以て觀ても忠胤は己れを持すること謹嚴にして、いかに質素儉約を行つてゐたかを知るに苦しまない。上斯の如くなれば、下亦之に學ぶは自然の勢で、是等に就いて面白い逸話が遺こされてゐる。

齋藤久之允御野方御出ノ時、大雪ノ日裕一ツニテ御供シタリケルヲ御覽アリ、餘リ薄衣ニアラズヤト御意アリシニ寒シト存ズレバ寒ク、寒シト存ゼザレバ寒カラズト申上ケシニ、情ノ強キ申分也トテ甚御機嫌惡シカリケレバ、久之允餘リ申過タリト恐ル々々御供シケルニ、鍵町向ニテ久之允ヲ召サレ、先程其方ノ申分尤ノ至リ也。寒キモ暑キモ心次第也トノ御事ニテ、召給ル御羽織ヲヌカセラレ、御手移ニ下サレタリ。(東奥中村記)

公がいかに領民に對し憐愍の情深かつたかと云ふことは、其施せる仁政が最も雄辨に之を語つてゐるが、公が或時鮭川の留場に番小屋あるのを御覽になられ、之は風俗を害するものとして其破毀を命じてゐた。

御入部始ノ頃鮭川へ御出ナサレ留場ニ小屋アルヲ御覽ナサレ、御尋アリケレハ、鮭盜人有之、番所ヲ建置晝夜回番ヲ仕旨申上ル。御意ニハ領内ノ留場ニテ盜竊アルヘキヤウナシ、或ハ孝子慈孫或ハ困窮ノ者竊ニ獲ルモノアリテ盜人トスルニハアラズヤ、番小屋ヲ毀テ回番ヲ止メ候様仰出サル。則

之ヲ止メタルニ後却テ盜ミナカリシトゾ。(徳公遺範)

公の慈悲は鳥類にまで及んでゐたので、或る庭園の梅を御覽になつてゐた時、鶯が飛び來つて囀つてゐるのを御側にあつた弓を以て之を射落したのであつた。此事後悔されて其追悼の爲めとて、

心なき矢先にかゝる鶯の手向になすや庭の梅が枝

と一首を御詠みになつてゐるのである。

公の中村藩に於ける一代は實に仁政を以て終始してゐるので、國を興し、吏を馭し、民を愛せる其明君としての事蹟は昭々乎として後世の人をして景仰讚歎せしめ、是等温厚篤實の氣象、明敏濶達之才と相俟つて、百世の儀表として仰がれてゐる。延寶元年十一月三十七歳を以て中村城に於て死去した。當時士民恰も父母を失へる如く悲哀に沈んだと云ふ。忠胤の夫人亦貞節にして内助の功高く、明暦年間江戸火災の時藩邸類焼し、夫人の所持品も悉く焼失したので、家老等其新調を京都の工匠に命ぜんとしたのを聞き、之を止とめて、化粧道具の如き有れば有るに任せ、無ければ無きによつて、時の間にあふものなり、今此の困厄中に下々の困難を思へば、如何なる不便をも忍ぶに難からずと、極力之を制止したと云ふことが傳へられてゐる。是れ其一例として見るべきものであるが、忠胤の功名嚇々たる中には實に夫人の隠れたる功績のあることをも知らねばならぬ。

## 二 相馬 益胤

益胤は彈正少弼祥胤の長子で、寛政八年正月江戸邸に於て生まれた。幼少は吉次郎といひ、文化十年九月因幡守樹胤の養子となり、初め安胤と稱してゐたが、後に益胤と改めた。文化十年十月初めて將軍家齊に見え、同十一年十一月封を襲ひ、長門守に任ぜられた。公は幼少より敏英聰明であつた既に賢君たるの素質を現はし、白河樂翁や上杉鷹山等の明君の治績を究め、殊に樂翁の著國本論を書寫して座右の銘としてゐた。是等明君としての修養を怠らなかつた。そして公は藩内の碩學長松等の住職雪堂和尚に師事し、諸學を講じてゐた。されば雪堂も時に規箴を公に呈し、政道に倦怠なからしめんことを期してゐたのである。安井息軒の讀書餘滴に、

大公(益胤)師曰釋雪堂、性粗豪直言不諱、大公敬憚之、一日講畢公問治道、答曰、貧道惟能解文義而已、君政體君問之群臣、貧道不敢奉命、且俚談曰、始賢終愚、相馬侯是君家法也、今君難勤於政、亦竟爲愚君耳、何煩問未熟、自知其不足、凡事問而後行言路洞開、忠賢盡心、此所謂始賢也、既長意見漸生、嗜慾漸長、祖群臣如奴隸、師心自用忠直籍口諂諛爭進而君質雖美、本非聖賢、其所見不能遠出於衆人、夫恃一己之才、而應萬諸之變、賢者且不能、況於君乎、非爲愚而何、公拜曰、敬奉教矣、時公擢用佐藤弘人、諸人頗自滿假故雪堂折之其隨事納規皆此類也。

と、公の人君としての道は雪堂より受けた感化尠くなく、公は自ら文武の學を修むるを以て満足せず或は小書院に藩士を集めて孟子や軍學の書を聽講せしめ、或は十五歳以下の青年に孝經を頒つて、人倫の道を諭し、また或は書道を講習せしむるなど、只管學問武藝を教諭獎勵してゐた。公は親ら諸士に先んじて武技を練り、毎年藩士を城内に集めて刀槍射術の稽古をなさしめ、以て士氣の振作に力を盡してゐたのである。中村藩は此時に至り文教事業起り、一藩の風俗大いに改まるに至つたのである。益胤の相馬家に於ける財政的實情は、恰かも米澤藩の鷹山、白河藩の樂翁の境遇に髣髴たるものがあつたので、之が公をして二明君の行蹟を學ばんとしたのも、意ある藩君としては當然のことであらう。此頃中村藩の財政的狀態は累年の疲弊に借財が年々激増し、家中の困憊、農村の荒廢等全く此儘打捨て難き状態にあつた。茲に於て公は文化十三年藩政の一大改革を試みたのである。先づ此新政を施行する爲めに役人の改廢、人材の登用が行はれてゐた。此改革政治の眼目とする處は、藩費の緊縮に在ることは云ふ迄もなく、六萬石の財政を一萬石の格に縮少し、諸藩の經濟を一萬石の諸侯に則り正常に復せざる間は上下一統穩忍自重して大儉約を嚴守し、此間他國より決して米金を仰がざらんとを期したのである。公自ら共範を示さんとして、綿服に一汁一菜と云ふ粗衣粗食を敢行し、之を一般士庶に及ぼしてゐたのである。

他方國家富饒の策として、荒地原野の開墾、殖林事業、養蠶栽桑の獎勵其他各種の國產の樹立を企圖するなど富國利民の策が講ぜられ、尙又凶荒時に對する社會制度や赤子養育等社會政策的施設が遺憾なく行はれてゐた。けれども公の時代は積年の財政的疲弊に加へ凶作等頻々として起り、殊に公の晩年には天保の大飢饉となつてゐたので、是等の爲めに障害を被り、其所期の目的を完全に果すことが出来なかつた憾みはあるが、併し此時一藩富饒の實が擧げつゝあつたこと云ふ迄もないのである。

公がいかに民政に意を注いでゐたかと云ふことは、その治績の上にも顯著となつてゐるので、公が襲封もなく家老に直書を賜うて藩治に對する自分の態度を宣明してゐるが、其文句中に「當家數代の領地我等に至り當主たる事は天命自然之處平福を得る事不存寄仕合候。廣徳院様御書ニも六萬石は六萬石の六萬石と思召有之、御遺書も候へハ、全我物と心得萬端に疎略油斷有之候而ハ背天命本意不相立事ニ候云々」とある、是等明君忠胤の精神を繼承して過まりなからんことを期してゐる。そして中村在城中は屢々領内を巡視して百姓の勞苦を慰め、孝子節婦を賞し、鰥寡孤獨の窮民を憐み、七十歳以上の老人に酒又は金品を與へ、刑辟を軽くするなど、當時の善政といはるゝ凡てを行ひ、尙亦水旱あれば親ら神社に參籠して五穀成就、萬民安堵の祈禱を修するなど、是等一として民政に意を注がざるものはなかつた。

公の中村藩に於ける教化事業として、茲に特記しなければならぬことは、公は文武の道の忽にすべからざるを知り、之が獎勵に大いに盡してゐた。藩士の二三男の如きは動もすれば是等を閑却する風

があつたので、斯様な不心得なことがなきやうにと督勵してゐたのである。從來中村藩の文教事業は長松寺の雪堂を中心として二三の篤學者に依つて行はれてゐたとは雖も、當時未だ學校の設備などもなく、従つて其育英事業も甚だ不完全たるを免れなかつた。益胤茲に大いに考ふる處あり、凡て治國の要務は學校を起し、人材を造るより急なるはなしと、遂に文政五年藩士海東驥衡を擧げて儒官と爲し、藩費を創立し、育英館と名命した。そして育英館には學堂の外に希賢塾と稱する寄宿舎をも設けて、希望の學生を收容してゐたのである。斯くて毎歲正月五日を以て始業の日と定め、當日孔子の畫像を掲げて酒饌を供するを例としてゐた。其教授法としては先づ素讀を授け、後ち講義に移ると云ふ順序で、經書の外に詩文をも課し、又筆算弓馬槍劍柔術等を究めんと欲する者には夫々其師に就いて學ばしめ、少壯の輩には務めて文武を兼修せしむるを本旨としてゐた。授業時は早朝に始まり晝後七ツ時に終ると云ふ。藩主在國の時は毎月三次自ら館に臨んで講を聴くと云ふのであつた。そして毎月試験を執行し、其優秀なる者に對しては、獎學の上より之を表彰すると云ふ、是等藩士の薰陶に遺憾なきを期してゐるのである。

此學館の建設と共に行はれたのは養老の式典である。是れ老齡者を養ふべきことを普く藩民に示す爲めで、其式典には藩主自ら臨場、家老用人を勤めた者にて六十歳以上の者及び七十歳以上の藩士を迎へ、酒饌を賜ひて之を饗應接待し、宴酣なるに従ひ、書生伶人等雅樂を奏して興を助くると云ふ。

又婦人には酒饌を家に贈り、八十歳以上の者には眞綿等を賜はるを例としてゐた。斯の如く公は學館を起して子弟の薰陶に努め、養老の典を擧げて孝悌の道を獎勵するなど、一藩の教化に専ら盡してゐたので、此頃に至つて文教駿々乎として進み、風俗漸次改まるに至つたのである。

酒は古來祝賀祭典には缺く可らざるものであるが、度を過ごせば亂に及び、有害無益なるものなるを以て飲酒を謹むべき旨を訓誨してゐる。

家法の緩と相成候本は酒より甚敷ハ無之候。酒興長候得バ、上下禮儀を亂し、過言妄言悉く酒に譲り面々怠り之仲立に相成候。依之家法潤色之本は酒盛之節を守、心得違無之様可致候。尤群飲佚遊ハ正徳二年觸出之公禁に候。第一我等事は分量五六分を過し不申様精々心掛候。伺公之面々迎も可爲同様、廣徳院様御壁書ニも酒ハ三献に過へからずと有之候。自分參會役祝も知行附與又は隱居家督婚禮等の節ハ爲取替一通りの外亂酒ニ不及様ニ相心掛、役祝義之節法度之取成を越候様之義全先官之越度たるへく候。役廉より仕落等有之時一席と名付、酒を以償候様之義ハ頗下輩之沙汰ニ候。以來斯様之儀有之者其廉之先官越度たるべし。見廻掛りの者へ酒相出候事群飲ニ不相成心得專要ニ此場之緩有之者亭主の越度たるべし。

但養生酒相手を求べからず。右三献の心得を忘るべからず。

右等の趣深致勘辨、我等寸志を繼吳候而家中共迄申含候様致度候。

文政元年寅八月

益胤

益胤は民政に留意し、農を重んずる前章に於て述べてある如くであるが、藩士に對しても其窮狀を緩和せしめんとして養蠶を勸め、また起發家乗と稱して、地方片付毛引地等の土地を渡し、新に農民取立の趣旨を發表し、願に依つて之を許可してゐた。又農民をして舊來の弊風より脱却せしめ、勤勉力行を強調してゐる。代官並に在郷役人に示せる書に、

去る子年より令改政郡代在任申付置候處、郷村混雜を糺し、舊弊を退け仕農勸之起發相増候事全く當役の勳功に候。然れども我等願くは百姓の腹に入り、我等が腹より舊弊を直し度き相存じ候。領分は片鄙にして世間に不渡日々已々が怠りある事を知らず、是即其地に付たる舊弊なり。早天に耕し耘りて朝飯に戻る、是は朝氣の鋭なる時を稼き、曙天一時の業は夕陽一時の業に培して果敢行事旅行を以て知るべし。月日神事佛事の休みと云事あり。此數多きハ農の怠り也。怠る時ハ外ならず、只自分々々の苦辛年暮につゝまる。大祭ハ格別休日ハ月に一度たるべし。之等の事は令を下すに及ばず、當務の者心得居り、右舊弊を取退けること自由に百姓家ニ立かゝり朝々自ら起して進め或は神事佛事にかこち怠りて、此面々の難艱を拓くと知らざる事を諭し勵ます事主役の信切に止り候得ハ、何れも我等に代り彼を導く事肝要なり。

と、役人をして其向ふ處を知らしめてゐる。

封建時代に於て最も恐怖すべきものは天候不順より起る凶饑であるが、公は是等に對しても用意周到の策を立てゝゐる。公の治世中凶作のあつたのは、文化文政に繼ぐに天保の大飢饉に遭遇してゐたが、此間に於て餓死者を出さなかつたのは、全く平時に於て其政治の宜しかつたこと、其救済に最善を盡してゐたからである。公は將來必ず凶作のあることを覺悟し、財政最も困窮してゐた際であつたが、文政二年大英斷を以て家寶什器等を賣却して社倉米を貯蓄してゐた。之が同八年の凶饉に於て其窮民救済の爲めに費消せられ、之に依つて領民其身命を完ふしてゐる。斯う云ふ非常時に際して公は如何なる態度を執つてゐたかを觀るに、其日常の生活は朝は粥に香物と焼味噌、晝は一汁一菜、晩は香物の外一品と云ふ簡粗を以て範を示してゐた。土民亦此例に倣つて有無相通じ、協力一致の美舉に出てゐる。天保四年は天明以來の大凶荒で、中村藩は其納米僅かに二萬の數を出でずと云ふ、收穫殆んど皆無に等しい凶作となつてゐた。此際に於て公初春に豫め凶荒の襲來するを憂慮し、領内の米穀を買收し、又江戸に於て雜穀を買ひ集め、之を海路領地に送り、社倉の蓄積四萬俵と共に倉廩に貯藏して置いたのである。豫期せる如く大凶饉が其處に出現したので、公遂に常食の半ばを減じ、諸事節約を行ひ、役人を督勵して専ら窮民の救済に全力を擧げてゐたのであつた。

公はいかに國を思ひ、民を慈み、謙讓にして仁義の精神厚かつたのは、左の聲明が最も雄辯に語つてゐるのである。

予小子君と仰がれ、福を得ること皆是れ祖先之餘澤と百姓農業の力なり。こゝを以て寛民の心常に有之と云へ共、不肖にして恐くは下情に違はん事を。依て何れも予が志を繼ぎ老を安んじ幼を教へ鰥寡をあはれみ、人民を培し、荒蕪をひらき、五穀を繁殖し、儲蓄をつみ、山林を繁茂し、永世安民の基業立行候様心切に可相勤也。

文政十二年五月二日

益 胤

此頃士民は撫恤の仁政に慣れて、將來の安危を思はず、改革の精神を忘れて自制心を失ひ、往々私慾を恣にし、奸計を敢て爲す者現はれてゐた。公之を知ると雖も、嚴に糺す處なかつた。或時藩吏之を怪んで公に訊ねたのであるが、公之に答へて曰く「今罪者を捕へて刑に處すること決して難きにあらざるも、彼等はずも私慾を以て米金を私にせるものである。今彼等を捕へて刑に處するも米金の府庫に歸へること無からう。宜しく糺問を緩にして、彼等が罪を悔い、米金を償ふを待つて後ち刑を減じて惡を善に化すべきである。唯だ其刑を急にして却つて府庫の損失を招ぐが如きは予の執らざる處である」と、何んぞ其寛大にして仁慈に富める。公の如きは全く其罪を惡んで其人を憎まざる底の大度を以て人民に臨んでゐたのである。されど公は和道と賞罰の典とを分明にせんとして池田大夫に命じて其評議を行はしめてゐる。

去る文化丑年之御嚴法御前御勇獨之御決斷を以て御改政被仰出、御上下必死之覺悟ニ而此節迄御相續相成、其内同巳之秋御緩之節まで、ハト方御潤色も有之處、人情之常として自然と緩易く、御上下少々宛御緩怠有之、其上水旱火災難破船流行病等の天災打續、人事之上にも難道御公務御縁金等之御物入相嵩、又候御身證御不順被爲成候ニ付、毎年被仰付置候通、掛役之者ハ勿論於御前も深く御痛心被遊、種々御手當有之、去る戌之秋より十ヶ年之御年限中荒地新軒御取立、右御收納増を以て御家中御扶助被遊候。大體之御目當候處、同亥年より四ヶ年之違作在々悉く相痛み、況や此百姓御見居之御手當にては決して難立行、臨時之御扱も有之候得共、違作之餘殃中々近年に御持直相成間敷、斯而ハ御身證之御振合永く此節之通ニ而御上下御持堪不被成ニハ御取直難出來御時節ニ御坐候。依之當節御政事之善惡ニより御家御中興之御吉凶相分候肝要之御場合故、深く被爲盡御勘辨候處、逆も刑名功利法術之類ニ而ハ一端御功驗ハ有之共、始終の御成功不相至候得ハ、却而御不爲落入候間、其根元土地人民御取立被成候處ニ相止り候事ニ付、惣而御政事向和漢聖賢之善政ニ被御考合、一事二事宛も段々と古來の御良法ニ御興復被遊候御尊慮被爲入候。乍去御家中年來之御借増難之條々御歎數退屈之程も御床敷思召、又ハ大勢御普代之御家臣之内ニハ御經濟向に相達候才器も可有之、貳百石以上之役人へ存寄御尋被遊度難有思召ニ候間、各出格の手筈も有之候はゞ、少しも無伏藏來る晦日迄申上候様被仰出候。且又此以來之儀ハ御上下御合體御和道第一と思召、何も一致の勢力を以て御中興被遊度、嵯峨院様御代被仰出候御筆當時へ致符合御感得被遊候御ヶ條被爲在寫

拜見被仰付、御上下共此旨を主と仕御奉公候様ニとの御尊慮ニ而、猶御増補遊候ハ和を知て和すれども、禮を以て之を節せずんハ亦行るべからずと申語より御勘考被遊候處、近年御時節ニ臨み重役之權威も輕ケ成、諸役の階級自然と致陵夷候間、下々迄禮讓の道を不怠様可遂評議旨被仰出、同列相談之上此度改正致可然條々別紙申達候間、役々共及評議取極候様可被致候。御賞罰之次第御尊慮被爲在、別冊調之通被仰付候間、以來評定人之據と仕、廣徳院様御代より未中分之當りを以て可及決評旨被仰出候。仍而同列共相談之ケ條を相加申達候間、是又吟味致置候様可被致候。此段申達候。

天保二年八月

益胤文化以來、藩政の整革と救荒の爲めに晝夜兼行殆んど寧日無き有様で、或は藩臣を督勵して國家興隆の道を講ぜしめ、國法を制定し、勤儉貯蓄の精神を函養して一藩の經濟財政を整ひ、或は公親ら村落を巡視して、飢渴の民を救ひ、或は教化事業を起して、人智の開発、風俗を矯正し、或は賞罰の法を立て、四民の歸する處を明らかにし、或は田野の開墾、産業の發達を企圖するなど一に國民福利の實を擧げてゐたので、公の時代に於ては百政其緒に就き、従つて國內を豐潤に導いてゐたことは云ふ迄もない。天明の飢饉以來人口年々減少し、農村の衰頹益々甚しくなつたが、公改革政治を斷行して以來終始一貫意を撫民厚生の事に盡したので、此時新田の興起數百町、新立の民戸千を以て數ふるに至つてゐる。茲に於て上下愁眉を開き、其仁政を謳歌するの狀現はれ、役人公をして相馬中興の明

君と讃辭を呈せる亦異とするに足らないのである。

益胤天保六年三月致仕し、弘化二年六月江戸に於て死去したのである。公の相馬に於ける治世前後二十二年、其遺徳の千歳に芳んばしきものかある。

## 三 相馬 充胤

充胤は益胤の長子で、文政二年三月江戸藩邸に於て生れ、幼名を初め豊丸といひ、後ち吉次郎と稱した。天保六年父益胤の致仕するに及び封を襲いで中村藩主となる。公の相馬に於ける境遇を考ふるに、當藩は元祿頃より財政的不如意を告げ、國用の不足は家中の俸祿の削減となり、亦同時に庶民に苛斂誅求となつて現はれてゐたので、是等上下の困窮年々其度を深刻にし、殊に天明の凶作後は農民の餓死流亡する者多く現はれ、領内の疾弊荒廢著しく目立つて來た。茲に於て益胤封を襲ぐに及び、文化年中藩政の一大改革を斷行し、諸費の節約と産業振興の二大政策を樹立して其挽回復興に全力を擧げたのであるが、一難去れば一難來ると云ふ風に容易に其所期の目的を達することが出来なかつた。殊に益胤の晩年は天保の大凶作に遭遇してゐるので、飢饉日に迫ると云ふ、其困難名狀すべからざるものがあつた。充胤は此の最も困窮中に封を襲いだのであるから、公の中村藩に於ける其使命の如何に重且大なるものがあつたかは想像するに難くないのである。

充胤は凡て先君の遺志を繼承し、之が實現完成に志を立てゝゐたことは云ふ迄もないが、焦眉の急としては、此凶荒中に於ける對策にあつたので、同七年鎮守妙見社に參籠し、五穀成就、萬民安泰の祈禱を捧げ、他方國老以下の役吏を鞭撻して、其善後策を講じ、窮民の慰撫救済に腐心努力してゐた

のである。然るに此年も再び大凶歉となつたので、公救荒令を出して、其救済の大綱を示し、役吏をして其依る處を知らしめ、人民所藏の米穀を調査し、有無相通するの理を諭し、家族一ヶ年の食糧一人に付き米三俵を残し置き、其餘は悉く之を賣上げしめ、又大阪出羽越後等より穀物購入の策を講じ、他方大儉を令し、公自ら食を省き、大小の諸臣には二合七勺の面扶持、飢民には一合八勺の米を給するの制を定め、其他穀物を消費すべき酒醬油菓子製造、普請賦役等を禁すなど、尙又糧物の料として雜穀海草を拂下げ、鹽味噌を與へ、或は村醫を派して病者を治療せしめ、或は窮民の爲めに救米を給し、粥を施すなど、是等凡て救荒に萬遺憲なきを期してゐた。此年の秋の收納僅に四千八百俵に過ぎず、而かも領民四萬餘人之を救済する物資は悉く他より仰がざるべからざる状態にあつたので、此時同六年八月より翌七年秋までに其救済の爲めに支出せる米穀は實に四萬七千六百二十八俵、此代金四萬八千五百三十二兩に上つてゐた。是等救済に如何に苦心せるかは想像するに難くないのである。

中村藩は忠胤仁政を施き、民治に最も留意してゐたが、此精神は益胤、充胤によつて繼承せられてゐた。充胤民を見ること子の如く凶荒の折柄民の安危を憂へ、領内を巡視して役吏の行動、其施政の適否を見學し、老幼孤獨の慰撫、窮民の救恤、孝子節婦の表彰、勤農篤志者を賞賜するなど、仁君として缺く可らざる行ひを爲し、また農政を確立して百姓の守るべき箇條を制し、或は又林制を整ひ、禽獸魚貝の殺生保護の制を定め、其他産馬、機織、養蠶、鹽田等の殖産興業に力を盡してゐたのであ

る。充胤襲封以來賢臣良宰の智囊を集め、凶饑の對策、利用厚生の道、國家挽回の策等を鳩首協議を遂げ、畫策經營に誠意を盡せしとは雖も、幾十年に渉る積衰の餘弊は、病の膏肓に入れるが如く、容易に其回復の徵候を現はさなかつた。最早や萬策盡き君臣手を拱き何等爲す處を知らざる状態となつてゐたが、此時に當り幕臣二宮尊徳の創案に成る興國安民法なるもの關東諸州に行はれ、實効甚だ顯著なるものあるを傳聞し、公萬難を排しても之を但蕩に採用實施せんことを決意したのである。そして藩臣を二宮に遣し、誠意を披瀝して其仕法の施行を依頼するに至つたのである。是れ實に弘化元年であつた。

之より先き相馬の家臣富田高慶二宮の識見高邁、興國安民法の效果的にして適切なるを聞き、尋ね來つて其門に入り、其實學を究むる多年、業成るに及び之を自國の衰弊挽回に資せんとし、屢々藩の要路に説いて其機會を狙つたのである。相馬の重臣等も素より憂國の精神を抱いてゐたのであるから、此良法に對して風馬牛たらざる云ふ迄もなく、或は二宮の門を尋ねて其説を聞かんとし、或は群臣等と會して、其採否に熟議を凝らしてゐたのであつた。けれども一部に異論者などもあつて紛糾容易に決する處なかつたので、二宮も用意周到なる立場から、言を用務に藉つて其使者との面會を拒絶してゐたが、最後に上下一致の要定となり、其誠意の現はるゝに及び始めて胸襟を披き其所懐を開陳

したのである。

其時の言に「昔藩衰廢の根元は附益聚斂に在る。故に始に能く其終を盡し、豫め國用節制の分度を立てざれば、縱令一旦復舊に至るも、再び衰ふること寒暑の往來するが如く盛衰の循環を免れ難からう。若し再興の法を樹てんとならば、必ず先つ永世の分度を確立しなければならぬ。中古拾七萬石の租税を出せるは、則ち聚斂の致す所であつて、其餘殃衰廢の極租税四萬餘石に減少した。孟獻子の所謂興有其聚斂之臣寧劣盜臣と宜なる哉、予を欺かない。故に國を興さんことを欲せば、必ず先つ既往徵租の増減を平均し、天命自然中庸の數を取り分度を確立すべきである。分度とは此自然の天分に依て歳入を量り歳出を節約するの謂であつて、國家の基礎實に此處にある。一旦分度が確立すれば、聚斂も行はれず、奢侈も發することを得ない。而かも撫恤安民の用財を生ずるや限りない。果して斯の如くなれば、國家永く富盛を保ち、再び衰ふるの憂なからう。」と云ふのであつた。

茲に於て充胤有司に命じて寛文五年より弘化元年に至る一百八十年間の徵租を調査し、之を二宮に呈して、其分度の確立を請ふたのである。彼は此時其調書を熟覽し、「相馬は舊國なるも能くも之れ丈の記録を有してゐる。他諸侯に至つては二三十年の調査も成し得ない」と云つて痛く歎賞したと云ふことである。そして二宮は相馬家の爲めに更生の分度を立て「爲政鑑」を作つて之を與へた。是れ實に國家經濟の大本であつて、興復の基礎茲に完全に確立されたのであるから、公直ちに幕府に請うて

其仕法實施の免許を得、二宮は其門弟として斯法に精通せる富田高慶を其代理として相馬に遣し、之が實施に従はしめたのである。高慶茲に於て久振りにて歸國し、積年の宿望を果すのも此時であると先づ其實施の準備として仕方役所を設け、夫々掛役を置き、其服務心得を定むるなど萬端遺漏なきを期し、着々として其効果を擧げてゐたのである。

先づ彼は成田、坪田の二村に之を開始したのであるが、其實情を観るに、孝悌力農を賞し、農民農具を給し、金穀を貸與し、窮民を賑し、破産を修め、新來の農戸に對しては家屋食料より家具器財に至るまで悉皆之を給與して、撫育の誠を盡し、水利を開き、荒撫を懇し、堤防を築き、溝渠を通し、橋梁を架け、道路を設けて農耕に便じ、尙又日課索綯の法を示して諸民を振作し、農を勧め、善を導き、孝悌忠信を教へ、人倫推讓の道を諭すなど、凡て民の憂苦とする處を除き、安息する處行はざる處なかつたので、民心大いに感奮歸向し、茲に於て無頼遊惰の舊弊を一掃し、勤勉敦厚の風俗と化したのであつた。

斯く成績頗る雅良であつたので、其後各村競うて興國安民法の施行を希望請願すると云ふ状態となつて、勿論一時に應ずることが出来なかつたから、勤業諸邑の龜鑑たるべきものを投票せしめ、之を先にし、其年の狀況により或は五六ヶ村或は七八ヶ村に發業し、益々之を鼓舞激勵したのであつた。そして仕法實施の諸村にして一定の年限を経、毎戸の艱難相脱し、舉村復起の事績顯著なるものに對し

ては、之を仕上ヶ村と稱し、無利息金を貸與し、村民の負債を償はしめ、發業以來日課索綯積立加入金を戻し、更に終始勤業の勞を補ひ、其倍數を給與し、且つ天災凶荒の豫備として新に倉廩を造與し、毎戸一口粗六俵の積を以て之を給與して貯蓄せしめ、尙又施行中勸勤の村吏を賞し、永く勤儉の二道を失はざれば、再び貧困衰廢するの憂なかるべき理を諭したのである。

二宮の興國安民は相馬の舉國一致の要望を以て實施されたのであるが、明治の新政となつて、之を中止するの止むなきに至つてゐた。

弘化二年初めて成田坪田の兩村に此仕法を開始して以來年を閲する二十七年、此間に於て開業の村落一百一、其中復興成就せるもの五十五ヶ村、之に要せる費用米二十二萬九千百餘石、金二萬三千七百兩に達し、其荒蕪地原野を開墾すること二千六十八町步餘、其費用二萬千八百兩餘、新古溝渠開墾數百便、其費用一萬七千百兩餘、溜池防堤を築造すること大小百九十二件、其費用三萬四千九百兩餘、孝悌力田の賞與金六千六百七十兩、新家作を給賑すること五百七十三戸、其費用二萬五千兩餘、蓄穀倉庫を造ること五十二宇、其費用二千六百兩餘、凶荒豫備の糶七萬二千四百四十三石、厩を造ること一千五十三個、灰小屋を造ること七百四十一個、其費用一萬三百兩餘、窮民の賑恤米一萬千八百二十石、金三百二十兩餘、無利息年賦金を貸與すること二萬四百三十九兩餘に及んでゐたのである。

若し其細事に至つては悉く之を列擧する能はざるも、此法の施行に其藩庫の收入を増すこと十萬二

千八百七十二苞餘、戸數一千百三十五戸、人口二萬千七百十五人の増加を見るに至り、惠澤洽く領内に及び、風俗醇厚となり、勤儉貯蓄の美風一藩を風靡し、人又鼓腹して將に堯舜の世が其處に體現されてゐた。

是等藩政史上特筆すべき一大事績を遺せるは、藩臣に眼識有、其の指導宜しきを得たると、領民もた克く其の法を遵守し、艱を忍び、儉を行ひ、分を守り、孜孜として倦まなかつたにも要因を置いてゐるが、時の藩主充胤國歩艱難の秋に當り、明斷遠慮能く萬難を排し、此仕法を採用して、自藩に之を施行し、或は自ら耒耜を把り、或は親しく民の疾苦を訪うて慰藉するなど、臣民を督勵して倦まなかつた功績にも依らなければならぬ。益胤の文化年間企圖せる積弊の挽回は、實に公に至つて其功を遂げてゐるので、上父祖に答へ、下永世の基を開き、之を子孫に傳へたる其功績甚だ顯著なるものがある。

實に相馬家の復興は二宮の仕法に依つて行はれたのであるから、充胤は深く其法を徳とし、獨り其惠澤を私にするを忍びずとし、進んで幕府の興復事業を補翼せんことを願ひ、安政元年日光神領荒地興復料の内に金五千兩献金の請願を申出たのである。此時二宮は日光神領荒蕪地の興復を命ぜられ、専ら之に従事してゐたが、制度異にして諸藩の如き分度法行はれず、流石の二宮も日頃其遂行に困難を感じてゐたのであつた。之を知つた充胤は二宮の其事業を援け、其成功を速かならしめ、以て一は

二宮の恩義に對し、一は幕府多年の恩顧に報ゆる所あらんとしたのである。

尙又二宮は既に幕臣となつて以來其良法を聞き、教を乞ふ者あるも許可なくしては其法を授くること能はず、縱令其許可を得るとするも其手續煩瑣なる爲め容易に允許を得る能はざる不便があつた。斯くては其良法あるも之を一般公益の爲めに資することが出来ない。是れ天下の爲め眞に惜むべきことであるとなし、如何にもして報徳の教を天下に弘布し、世を濟ひ、民を治むるの一助と爲さんと、書を幕府に呈し、藩臣に周旋せしめ、遂に公領私領を問はず、此仕法を弘く施行することを得る命令を發せしむるに至つたのである。又充胤は二宮の位置卑き爲め他より制肘を受け思ふ如く活動出來ざるを知り、其地位の昇格を斡旋し、或は亦二宮の歿後其子尊行を推薦して父の業を繼承せしめ、明治維新後は其子孫を自藩に招來して、厚き保護を加へるなど、師恩を重んじ、信義に酬ゆる甚だ厚きものがあつた。

充胤は獨り國內に力を用ゐるのみでなく、弘く内外の形勢を觀察し時務に應ぜんとするの志を抱いてゐた。時恰も蝦夷地の防衛開拓の如き最も識者の注目する處となつてゐたが、安政年間公藩吏三名を函館に派し、防衛開拓の事より外國貿易の實況等を備に視察せしむる處あつた。然るに此淹留中箱館奉行當藩の民政に經驗あるを聞き、派出の藩吏を雇備して箱館附近の開拓に従事せしめんと要望したのである。充胤は之を快諾し、其事業に従事せしめてゐたのであるが、當時の形勢を鑑み、其開拓の

一日も閉却すべからざるものあるを知り、文久三年遂に藩費を削つて石川郷の開拓に當り、尙ほ進んで軍川郷に着手せんことを請うて許可を得、爾來事業を繼續すること數年、慶應の末年に至り世變の爲め之を中止したのである。此開拓の爲めに費消した金額は實に一萬六千餘兩であつて、當初充胤の差出せる願書といふのは左の如きものであつた。

私家政艱難之次第追年參府ノ度々取調ヲ以御内訴申上置候處、文化度衰廢相極候以來上下必至之覺悟ニテ丹精相盡候得共四十年之イ今至迄復古ニ及兼、高並御奉公モ御宥免之蒙御繰合唯々御高恩ニ浴シ相續罷在候段難有ト申上候モ恐入奉存候。右ニ付隨身之儀ハ奉願候ヲモ御報恩ノ御奉公申上度專心掛罷在候處、現今ノ御場合蝦夷ノ儀申上候迄モ無之、外夷接壤之爭地於奧羽唇齒之形勢萬一諸夷之足留ニモ相成候得者、關東震轟者勿論實ニ内地北門之鎖鑰ニ付片時モ御油斷難相成於公儀御配慮深奉恐察候。然ル折柄箱館御管内大野木古内兩村御取立ニ付家來之者三人御雇被仰付專御開拓方相勤罷在候處、畧御成就近寄候ニ付當春中發端御主意元へ御立歸石川郷御取立方ニ御引替同様御開墾筋被仰付、別テ本意ニ奉存候得共前條兩村ト違御場所柄之義ニ付萬一御主意ヲ誤候テハ難相濟且又餘リ延年ニモ爲候テハ如何ニ付猶又家來相増差出様ニ御入箇ニ拘候義モ重重恐入候間、嘉永六丑年故阿部伊勢守御勝手御蒙職中申上候通領内數有町歩ノ荒地開作產出來麥雜穀別途ニ繰返々々々々開墾之潤澤ヲ以同七寅年ヨリ日光御神領御仕法廉へ年割献金願之通被仰付、當春迄五千兩皆納仕御

同斷御土臺金ハ大體相減候得共、故二宮金次郎組立差出置候取調減備之數量ニハ僅ニシテ不足實ニ一簣ヲ缺候筋ニテ御主法へ對奉恐入候間、猶又献金奉願度專取調中罷在候ニ付、其餘ハ多少ニ不拘石川郷御取立廉へ差出、御土臺へ相備度内實之分量見込を以兎ニ角御入料迄悉皆一手持ニテ御引受少シモ早キ方御成就ニ仕度内存之趣、箱館御役所へ前條御雇之家來ヨリ當春相伺候處、尤之筋ニ御取上ニテ早速御老中方へ申立候由未タ御沙汰前ニハ御坐候得共、最早農時ニ差臨候ニ付、諸事手宛致可罷在旨小出大和守殿ヨリ申達有之候間、今般重役之者へ勝手役差添箱館表へ差出、實地正業檢分猶見込之趣申立候處、一々尤ニ承知之旨ニテ則爲相任候旨奉行ヨリ達ニ御坐候、然ル處同斷在十里ヲ去リ山間軍川地勢篤ト見聞致候處、實ニ蝦夷箱館ノ境界咽喉ノ要地ニテ、若シ此節其儘ニ被差置候テハ、他日何様之御大患差起候哉戰競之至、全想像者身嬰不如筋ニテ一見仕候而者、中々百聞之所又ニ無之、猶更危懼戰慄冷汗ニ不堪、殊ニ水草之便、緩急之用便ニモ宜御開拓ニ相成候ハ、頗良田可出見受候事ニ御坐候。乍去於

公儀者北蝦之遠迄八方之御手宛ニ付急ニ御手廻リ兼無御餘義御順序之旨内々相伺候而者是又乍憚尤之御次第重々恐入奉縮身候。就而者被仰付候義ニ御坐候ハ、爲御報恩如何様ニモ御入箇ニ不拘様是又石川郷同様悉皆一手持ニテ御引受仕、移民并御開拓方十分ニ力ヲ盡シ、往々地續之要路鹿部涯隈ニ至迄向後如何様之御備向ニ相成候共、聊差支無御坐様幾重ニモ御堅固之基礎相立被差置度旨申

立候處、於奉行所者頗尤ニ取揚、彌見込之趣尋有之候ニ付、移民之手宛年數之期限ヨリシテ萬端之見積乃至八九年ニテ御成就可出來、乍併元來場廣嶮難之名不尠候間、一圖ニ開墾之儀ハ連年之經費不容易旨取調差出候處、是又至極尤之筋ニ承リ留猶御老中方へ可申立由ニテ、右取調之書面取上相成候趣重役之者立歸出府ニテ申聞候。右者於私勿論之義上下一致頻々存込候企望トハ乍申、江戸表平常之勤仕向モ不行届兼々痛心罷在候上、増而當今之形勢不得止不時御例外之御役場モ蒙仰候御振合ニ付而者、前條家政艱難中小家之分量難及切齒慨歎之至奉存候。此段不願潛踰奉恐入候得共、一向御爲筋而已存込、赤心之窮底奉申上候條、内外深御垂察被成下、何レカ本意相達候筋幾重ニモ厚御評議彼下置候様奉願候。以上。

九月

相馬 大膳亮

充胤は平常勤王の志を抱き、自藩に對しては治教撫育に盡瘁し、其政績隣藩に抽んでたものがあつたので、明治二年時の藩主誠胤特に位一級を進められてゐた。世は王政維新となり累世愛撫せる藩士の生活を如何にすべきかと各藩の苦慮する處となつてゐたが、當藩に於ては郡村有餘の田畑を購入し城下在住の士族をして各村に土着せしめ、耕作の道を以て生活を得せしむる方法を立て興へたのである。即ち藩は田地購買費として金數萬圓を惠興し、興國安民法の資金よりは米七千二百石を繰入し、尙ほ不足の分は借入金で以て之を補ひ、先づ價格の半數を償ひ残りの半數は自他家祿の節減米を以て

年賦償却の法を規定し、四百四十四戸を城下土族は毎戸田圃一町歩、山林二反歩及び宅地を所有せしめて、永年の道を立てさせたのであつた。是れ畢竟するに同藩は多年興國安民法を施行して、土地の開拓を爲し、民産豊かに正道能く行はれた結果であつた。

充胤は廢藩後も藩主誠胤は病痾の身となつてゐる爲め、一切の家事の後見をしてゐたのであるが、王室の藩屏として何等爲す所なきを考へ、先に磐前縣開墾の用度に一千五百圓を献上したけれども之を以て満足することが出來ないので、何をか他に報効の誠を盡さんとしてゐた際、偶々富田高慶著の報徳記報徳論（二宮の言行を記せる）を思ひ浮べ、自藩の積年の衰廢を復興せるは全く二宮の仕法に依つたもので、若し之を叡覽に供し奉り、幸にも嘉納せられ、民政に寄興する所あらば本懐之に過ぎたるなしと、之を宮内省に献納したのであつた。畏くも乙夜の覽を賜はり、嘉賞せられ給ひ、勅して之を印行し各府縣に頒布せられたのである。

## 進報徳記報徳論表

臣充胤誠恐惶頓首言 臣祖享封避邑世叨司牧天明之饑饉天保ノ疫癘田野荒廢人烟稀少 臣父益胤深憂之焦恩興復未果所志而不世 臣少繼遺緒思擴張先業家士富田高慶志存忠誠師二宮尊徳授以興國安民法高慶乃興家老草野正辰等謀勸 臣行此法其爲教也敦風俗尙禮讓矜孤寡戒怠惰節用厚生無有遺策自爾

以還民風漸振農稼滋殖流氓交來附荒廢亦隨起家給人足雞犬相聞是尊德之所授高慶等之所力而父之素志於是手成矣 臣之微裒於是手竭矣而尊德之所實踐其可參民政者不尠高慶採撫遺聞而述之者卽報德論是也夫天之德公明正大地之德重厚慈仁而四時行矣萬物育矣既有衣食以免饑寒有居室以禦風雨夫爲人者德天之德地德夙興思之報夜寢懷之報行信義勤節便尺士拓至丈畝鎔銖積致鉅高庶乎報德之道是則尊德之平素持論而高慶等之所奉以致興復也。

恭惟

天皇陛下神聰睿明當維新之創業表旌潛德闡幽微不以 臣不肖尙恭恩賜 臣漸悚交至叨恩實優渥以私乎一身則得無忸怩乎故爰繕寫報德記八卷報德論二卷隨表以聞伏冀爲賜 臣誠恐誠惶頓首謹言。

明治十三年庚辰十月

從四位 臣相馬充胤上表

充胤の中村藩に於ける使命甚だ大なるものがあつたが、積年の衰蕩を挽回し、明治維新に際しては大義を明らかにし、其行動を過まらざりしもの素より臣下に賢能あつて、其補弼に善美を盡してゐたにもあるが、公大度あつて能く人の言を容れ、明鑑正邪を判断し、士民を愛撫し、仁政を施き正道を踏んで聊かも遺憾無かつたものは、公の非凡卓絶せる天質の致す處で、萬民共徳に服し、茲に舉國一致の美譽を發揮するに至つたものである。國家の大事を成就する決して少數の人にして能くするものに非ず、一心同體となり、滅私奉公の精神現はるゝに非らずんば到底爲し能はざるなり。實に中村藩

に於ては此精神が完全に體現されたのであつた。是も全く充胤の大徳士民を同化せしむるに充分なる人格の備へてゐた賜物である。

## 四 池田胤直

胤直は通稱八右衛門後ちに圖書と稱し、寛政三年八月相馬中村に於て生れた。彼は性敏英にして才識衆に卓絶する處あつた。中村藩は元祿頃より財政困窮し、天明の飢饉後農民離散し、田圃の荒廢甚しく將に一藩の危急を告げてゐたが、益胤封を繼ぐに及び將來を大いに憂へ、老臣佐藤弘人をして弊政改革に當らしめてゐた。弘人藩吏を督し、法制を整ひ、經濟を節し、勤農を勸むるなど日夜奮勵する處あつたが、老齡にして其大任を完了することが出来なかつたので、壯年にして有爲の士に其遺志を託せんとしたのであつた。時に胤直は文化元年より相馬侯に仕へ、組頭役を勤めてゐた。弘人彼の人と成りを見て大いに望みを囑し、文政三年特に薦めて郡代役勝手掛と爲し、其首班に居らしめ、其翌年弘人病歿するに及び家老職郡代頭に昇進したのである。

胤直茲に於て一藩の運命を一身に負ひ、積弊の刷新其挽回に志したのである。本來當藩の弊政は元祿頃より財政膨脹につれ其國用の不足を補填する爲めに田圃の改測を行ひ、増税を企てたことに重大原因を置いてゐたのであるから、之が弊源を除去すると共に民心を安んせしむるあらゆる方策を講ずることが緊急事であつた。されば彼は改革政治として法を制し、人材を求むる等只管衰弊の挽回に努力してゐたのである。益胤の晩年天保四年は大凶荒となつてゐたので、彼は藩主の命を受け其救荒に

全力を盡してゐた。即ち彼は五度も領内を巡回し、役向を督して其救恤に遺憾なからしめ、他方「救荒解」を作つて農民に示すなど、其慰撫に至らざるなかつた。次いで天保七年は天明年間の飢饉にも劣らざる大凶作となつてゐたので、此時當藩にては窮民争うて高山に登り、木の實を取り、草の根を掘ると云ふ慘狀を呈してゐたのである。

胤直は日夜領内を奔走し、窮民救済に寧日無しと云ふ状態であつたが、彼は藩吏と鳩首熟議を遂げ窮民救済に遺憾なきを期し、食糧の不足を大阪越後等他國に之を求め、自他窮民の爲めに所々に接待所を設けて粥を與へ、又飢寒疫病を防止する爲めに衣服藥療を施すなど遺漏なき働きをしてゐた。此時奥羽の各藩にては餓死者を多く出し、到る處畜生道現はれてゐたが、相馬家に於て此慘事を見なかつたのは、全く上に仁君あつて其指導宜しきを得たると、下に賢臣胤直の如きあつて、萬全の策を講じてゐたのである。同八年彼は領内を巡視し、窮民に米麥味噌鹽等の食料を施し、又耕作に従ふ者は農具其他の物品を與へ、或は種子を配給するなど凶荒の善後策に最善を盡してゐた。けれども氣候尙ほ順調に到らず、種子腐敗して苗に不足を告げてゐたので、彼は直ちに「讓苗蔭德陽穀解」なるものを書いて、お互に推讓するの美德なるを論し、有無相通するの精神を強調してゐたのである。

胤直初め藩主益胤の命を受け藩衰弊の挽回に十年を期したのであつたが、儉約、勤勉、殖産を以てしても容易に其回復の色を現はすことが出来なかつた。是れ東北地方は人間的財政疲弊に加へ時折自

然の暴威、即ち凶作飢饉の襲ふ處となつて、二重の呵嘖を受けてゐたからである。中村藩は益胤の文化年間の積弊の根本改革として新政を施し、爾來君臣力を戮せ、忍苦嘗膽の生活を續けて來たのであるが、何時まで立つても回春の徵候更に現はれず、此頃となつては殆んど再興絶望の姿と化してゐたのである。

然るに此際に於て彼は二宮尊徳なる者不世出の才を現はし、關東地方に於て其衰國を復興せしめてゐることを聞き、此人の力に信頼し、其再興を企圖せんとして藩主充胤に之を謀つたのであつた。公其良法なるを知り、之に讚意を表したので、彼は直ちに之が採用に奔走し、其仕法を群議に諮つたのである。けれども藩臣中には二宮の仕法に疑ひを措き、衆議容易に決せざるものがあつた。そこで胤直二宮の居所を訪ねて面會し、衰弊挽回の道を問ふたのである。其時二宮は復興の要は其分度を確立するに在ることを説き、條理整然辯論明快低滯せざる水の流るゝが如きものがあつたので、彼は愈々二宮の識見の高邁其仕法の適確なるに敬服信頼し、一日も速に之が採擇を決し、領内に之を施行せんとしたのであつたが、藩内の群疑尙ほ未だ解けなかつた。茲に於て藩閥の勢家堀内玄蕃を推舉して執政の首班に居らしめ、百法有司の領解に盡させたのである。そして弘化二年胤直再び二宮を訪問し相馬領百八十年間の租税帳を呈して分度の確立を得、歸藩して之を群臣に示し「諸子治世解」一卷を書いて興復の要道を辯明盡したのであつた。茲に於て疑惑漸く氷解釋然する處となつて、二宮の興國安

民法が遅滯することなく完全に行はれ、美果を結ぶに至つたのである。彼は此功に依り加田百石を賜ふたのであるが、固辭して受けなかつた。けれども後に同僚の勸告に従ひ、其加祿をば府庫に納めて救民の資に供したと言ふ。嘉永二年六十歳にて此世を去つたのである。

## 五 熊川胤隆

胤隆は通稱兵庫といひ、先祖代々相馬家に仕へてゐた。中村藩は寛文以來忠胤、益胤、充胤等現はれて昭々乎たる事蹟を藩政史に留めてゐる。是等の明君をして其偉徳を發揮せしめ、功名を千歳に遺してゐる所以のものは、其下に必ずや賢臣あつて、其補弼の任を過まらなかつたことをも考へなければならぬ。忠胤の熊川長貞の如き、益胤、充胤の池田胤直、熊川胤隆の如きそれである。

胤直は中村藩の家老として令名高く、多年衰微せる同藩を經濟的に更生復興せしめた功甚大なるものがある。彼は胤隆の超凡異材なるを知り、弘化四年自ら郡代頭の職を退き、彼をして之に代らしめたのであつた。當時郡代は藩政中重大なる要職に置かれ、家老中最も優れた者を以て任じてゐたのであるが、彼の如きは全く適材を適所に置いたもので、此頃中村藩は衰弊挽回の策として二宮尊徳の興國安民の法を實施し、經濟更生に着手せる最も重大時期に直面してゐた。併し此間に於て彼は凡百の政治に處する明斷果決毫も滯滞するところなく藩の重任を完うし、同藩をして幕末維新に際し其方向進路を誤まらざらしめた功甚大なるものがある。

彼は内外の經濟事情にも通じ、當時未開不安定の地として蝦夷地は識者の問題となつてゐたが、其土地豊饒にして拓殖に適するも、幕府の内外多端にして容易に手を下すことの出来ぬのを知り、彼は藩主に勸めて幕府に建議し、蝦夷地の一部を開拓し、竣功の後ち之を献せんことを以てしたので、幕府も之を納れ、函館奉行をして商議せしめたのであつた。そこで彼は屬吏を隨へて同地を踏査し、石川、軍川の兩邑を撰定し、此處を起業地とし、漸次他地に及ぼさんとしたのであつた。斯くて奉行小出大和守と協商を遂げ、逗留すること二週日にして歸つたのである。文久三年九月工を起し、運送船數隻を以て移民と其食糧品の運送を行ひ、又彼地の産物を歸船に積載して内地に之を鬻ぎ以て國益に資するなどしてゐたが、明治維新となつて中止するの止むなきに至つたのである。此時の經過を見るに、兩村の殖民凡そ百戸墾田若干町歩、工費二萬六千圓と云ふ數字が現はれてゐる。其着眼の超凡にして、其實行の果敢なる甚だ見上げたものがある。

中村藩の晩年は經濟産業の復興發展に君民一致の大奮勵努力が行はれてゐるが、此間に在つて彼の境遇はいかに重且つ大であつたかは云ふ迄もないので、上は君意に答へ、下は萬民を指導して、國家社會の歸趨を過ならざらしむるにあつた。富國利民の策として二宮の仕法も池田胤直に依つて其發業の機運に向ひ、斯業の着々として順調に行はれ、逐年戸口増加し、四民安堵の兆顯著となつて來たのも、藩老に胤隆の如きあつて其監督獎勵に宜しき得たるにも由るのである。尙ほ彼は國産の發達を企て、松川浦に鹽田を開き漁域を定めて魚族の繁殖を圖り、駒燒等の陶器の發達を策し、又蠶業を獎勵するなど、あらゆる産業の發展富國の策を講じてゐたのである。

## 六 富田 高慶

高慶は通稱久助、字は弘道、任齋と號し、文化十一年相馬中村の城下にて生れた。父齋藤嘉隆は相馬家三代に仕へ、忠勤群を抜き、一番の龜鑑と稱せられてゐた。其長子完隆は學徳高く、博覽強記を以て聞えてゐた。奥相誌一百五十卷、相馬衆臣系譜一百卷の如きは、彼が公務の餘暇に於て編纂したものであつた。高慶は實に是等の血を分けてゐるので、幼少より一番再興の大志を抱き、後ち二宮尊徳の門に入つて切磋琢磨の功を積み、中村藩政史上赫々たる不朽の偉業を遺せる所以なしとしないのである。

中村藩の財政困難は既に幾十年に亘つてゐるので、高慶の呱呱の聲を擧げてゐた頃は藩主益胤立つて其弊政改革に絶大の努力をしてゐる際である。彼は此難關中に成長し、君臣上下の憂苦、父母の艱難などを微細に目撃してゐたので、之が遂に彼をして一番の救済にまで志させたのである。彼は此頃選ばれて庶公子の近侍となつてゐたが、一日慨然として歎じて曰く「君仁心ありて惠澤民に洽からず人臣たるもの何ぞ晏然日を曠ふするの時ならんや、將に死力を盡して君意を安んじ、民の窮乏を除き罔極の恩に報ゆるは人臣の本分なり。然れともこれ容易のことにあらず、宜しく古今内外の書を瀏覽し、民政の得失を鑒み畫策するにあらざるよりは何を以て成功を期せんや」と、是れ高慶が學に志す

の發端であつた。彼は初め城下の某僧碩學の聞え高かつたので、近侍を辭して入門を乞ふたのであるが、同僧その年少を侮り、教ゆること甚だ緩慢であつたので、彼は奮然意を決し江戸に學ばんとしたのである。そして之を父母に告げて許可を得且つ誓つて曰く、「業若し成らずんば再び歸らず」と、行李を携へ飄然中村を去つて江戸に上つたのである。是れ實に天保元年で、彼の年十七の時であつた。

斯くて當時江戸に於て高名の碩儒屋代弘賢の門を尋ね、其弟子となつた。彼は初めて大學を其師の前にて講じた時、弘賢其非凡の才に服し、他日の大成を期待したといはれてゐる。彼は主として弘賢に就いて學んでゐたが、時に昌平叢の儒官依田某の塾生ともなり、又時には教を古賀氏に聽くこともあつた。そして素より學資を郷里より仰ぐのでなかつたから、晝は筆耕に従事して夜間のみ書を見るに云ふのであつた。併し彼の志す處徒らに聖賢の道を究むるのみが能でなく、自國百年の衰廢を再興せんとするにあつたから、學業は駁々乎として進んでも、其本來の目的たる國家挽回の術策に於ては何等興かる處なかつたので、之が彼をして前途尙ほ茫漠たる感を抱かしめてゐたのである。

高慶は都下の有名之士は之を訪うて相見えざるなく、其復興の道を談ずるも其師とすべき人を得ず又之が事を擧ぐるに財力の必要あるを以て桐、漆の収益あることを知り、其植栽を試みんとしても、其資力なき爲め出來ず、萬事窮する状態となつて、憂愁度を超え遂に病床に呻吟するに至つたのである。時に蘭醫の名手に磯野弘道と云ふ人あつた。彼は一日尋ね行き診を請ふたのである。磯野一診し

て曰く「子の病我已に知れり、若し之を治せんと欲せば、宜しく酒を飲み、肉を喰ひ悠々自適心神を慰し、思慮を勞すること勿れ、讀書に沈湎すること勿れ、我が言に従ひ、藥餌を用ゆることなきも、三年を出てすしてこの病必ず癒えん」と、そして彼の志す處を問ふたのであつた。そこで高慶は自國年來の窮狀を語り、且つ曰く「余不敏と雖も君父の憂勞を察し、萬民の塗炭に苦むを見るに堪へず。希は一身を抛ちこの極窮を救濟せんと欲し、先つこの地に來りて古聖賢の道を探究し、以て國家興復の道を求めば、又爲す所あらんやと、學業に志したれども未だ其志を得ざるに、却つてこの病を得たり。これ今日來りて診を請ふ所以なり云々」と、之に對し磯野復た曰く「學て腐儒の徒とならざるも身體を損はゞ終に何をか爲すことを得んや、宜しく學を止め専ら心神を養ひ、苦心の業をなすこと勿れ。然らば子の病自ら癒えん」と、終に藥餌を興へなかつたのである。

高慶は其後も屢々磯野を訪ねたのであるが、毎に談ずる處國家の治亂盛衰に關し、高慶が治病には一言も及ばなかつた。論議度を重ぬるに従ひ、磯野も益々高慶の誠忠に感じ、高慶も亦磯野の其識見の凡庸ならざるに服し、肝膽相照し恰も舊知の如きものがあつた。時に磯野の門に野州芳賀郡加草村の人奥田幸民なる者あり、高慶が日頃の談論を聞き、其憂國の至誠に痛く感動し、彼に告げて曰く、「我郷里隣邑を物井村と云ふ。宇津某の采地なり。土地荒廢人民離散殆んと亡村に頻す。宗家小田原侯數々有才の士をやりて興復を計れども、其志を達すること能はず。終に二宮なるものを吠畝の中に

擧げ委するに、これが再復の任を以てす。二宮命を奉して物井村の陣屋に至り、日夜誠意の實業、年來の衰邑興復の緒を開くに至る。賢者にあらずんば、何そこゝに至るを得んや、子若しこの人に就て道を求めば、終には其志を達するに至らんか」と、高慶之を聞いて大に喜び、是れ果して言の如くんば、我が求むる處の師なりと、直ちに野州に赴き入門して宿志を達せんとしたのである。時維れ天保十年六月のことで、高慶が大志を抱いて郷關を出てより十年、彼の歳二十有七の時であつた。

斯くて彼は一日も早く行きて其門に入らんとしたのであるが、貯へとて無いのであるから、日夜筆耕に従事すると、書籍を典賣して旅費を調べ、野州櫻町に二宮を訪ふたのである。然るに此時二宮は彼に謁を許さなかつた。そして二宮は左右に語つて曰く、「我れ安民の業に忙はし、豈儒者に會ふて閑談するの暇あらんや、然かのみならず、世の儒者と稱するもの、例へば漆もて塗れる盆の如し、塗盆は漆の爲に水分を吸收せず。儒者は己れが學を自負して人の言を容れず、曰くこれ聖賢の道にあらず曰く異端邪説に近しと自説を主張するものなり。我れ何そかゝる塗盆と談ずるを好まんや」と、高慶之を傳聞して思ふに「嗚呼これ果して我が師なり。今俄に面謁を得ざる所以のものは、我が誠意足らざるの致す所か、昔者熊澤了介中井藤樹を慕ふや、二晝夜廡下に立ちて漸く許可を得たりと聞く、數日數月我に於て何そ厭はん」と、茲に意を決し、先づ一時其隣村谷田具村の農夫太助と云ふ者の家に寓居し、其持久策に出たのである。斯くて高慶は屢々陣屋に行き戶外に立つて二宮の高説を聴き、其

非凡異常なるに感歎し、愈々弟子たらんことの決意を固めたのであつた。二宮も彼の一舉一動を常に注目してゐたのであるが、彼の態度の眞摯にして熱心なる一片の腐儒の類と異なるを知り、遂に半歳餘にして謁を許されたのであつた。

茲に於て彼は藩地の事情を備に語り、其宿志の在る處を述べ、門弟たらんことを請ふたのである。此時二宮快諾して曰く「子暫く塾に在て帳簿調への助手をなせ、相馬六萬石の衰廢は必ず再興し得べし」と、言つたのである。彼は之を聞き且つは喜び、且つは怪しみ、更に問うて曰く「我藩の衰廢は一朝一夕にあらず、今や殆んど窮極に達せり。之を恢復するや實に至難の業なりとす。然るに先生の言を聞けば、再興甚た容易なるものゝ如し。敢て其高説を問ふ」と、二宮之に答へて曰く「茲に數椀あり苞裝して開かざるときは、樽中何物あるを知らざれとも、一たび錐を指して洩るゝ所の一滴を味ふときは、樽中酒なりや酢なりや得た醬油なりや知るべし。子は即ち中村藩の一滴水なり。余今已に其一滴を嘗む、豈樽中の其何たるを辨せざらんや、子は小臣の次男にして尙且深く國の衰廢を憂ふ。今や一國窮已に極まり、上は藩主大夫より下は士庶人に至るまで其恢復を渴望するや知るべし。既に上下擧て恢復を渴望するものとせば、何ぞ再興せざらんや。近き將來に於て其端緒を開くも亦知るべきなり。是れ則ち我が報徳の道其國に行はれて再興の容易なりとなす所以なり」と、茲に高慶二宮の活眼達識に益々敬服したのである。

高慶は二宮の風貌に接し、其言行を見聞するに従ひ、二宮の大徳偉材なることを一層實認し、從來幾多の碩學鴻儒に接し、言説を聴くと雖も未だ我が念願する處の道を得なかつた。然るに今や此の大人に遇うて幸に從學することを得たのは、是れ天我れを助くる所以、年來の宿望を達するも此時に在りと爾來日夜刻苦勉強殆んど寧日無き有様であつたから其實學も大いに進んだのである。

高慶は元來蒲柳の質で時々病魔に犯されてゐたが、其意志は極めて堅固で、到底常人の企て及ばざるものがあつた。彼は身體の虛弱なるにも係らず、入門後は酷寒と雖も單衣二枚を縫ひ合せて之を着用してゐた。浦賀の富豪前田瀛洲と云ふ者其窮狀を見て憐み、綿衣を新調して贈つたのであるが、彼は之に對し師の許可なくしては受けることが出來ずとして拒絶したのであつた。我れ不肖の身を以て敢て大志を抱き此門に入れるは、素より分外の大望である。故に先生(二宮)は特に我をして艱難の境に處し、以て百折不撓の心膽を磨かしめんとするが故なるべしと、彼は言つたのであつた。二宮も常に人に語つて曰く、富田の意志の堅固なる素より常人の及ぶ所にあらず、けれども身體は却つて虛弱であつて石を紙袋にて藏せるが如きものであると、高慶遂に病床に臥したのであつたが、二宮諭して曰く、「嗚呼この多病を如何せん、已むを得ざれば、子夫れ一旦國に歸りて療養を加へよ」と、彼は之を喜ばずして曰く「これ將た先生の言か、小子幼にして故國の極衰君臣上下の憂勞を歎き、再興の道を得んとして、前には東都に求むること十年、今又先生の門に來りて至教に接すること茲に數年、

この間小子未だ嘗て一身の安否を思はず、今若し不幸にして斯に倒るゝことあらんも、これ素より覺悟する所、且つ死生は命なり、小子今郷里に歸りて療養を加ふるも、果して死せずと云ふことなし。若し夫れ歸國死に就かは、小子年來の誠意全く絶滅に歸して笑を取るのみ。先生の下に斃れんか、故國幾多の志士之を聞かば必ずや繼て奮起するものならん。嗚呼故國の興廢は小子が死生にあらずして當今の歸國すると否とにあり。恩命忝なしと雖とも、従ふこと能はず」と、此時二宮歎じて曰く、富田は強情者なり、意志の堅固なることは豫て知る處なるが、病重しと雖も尙ほ理を説いて屈せず、彼は決して死するものでないと、其後間もなく彼の病氣は回復したのであつた。

彼は一日も速かに之が仕法を自國に實施するの得策なるを知り、或は老臣池田、草野の二大夫に勸告し、或は藩主充胤に謁して之が仕法の實施せられんこと上陳し、是等只管興國安民法の興廢舉衰の良法たること、勸農撫育の仁術たる所以、執行地に於ける盛徳風化の實況等は等相馬の君臣に説いて其理解に努め、決行を促したのであつた。けれども此間二宮の仕法に就いて藩臣の中には未だ疑惑を抱く者などもあつて、論議紛々容易に藩論の歸一を見なかつたが、是等幾多の波瀾變遷を経て、高慶が入門以來六星霜を閲し、漸く茲に藩主充胤使を遣はし、禮を厚うして一藩の再興を二宮に委任するに至つたのである。此時二宮は既往三周度即ち一百八十年間の盛衰消長の實蹟を精覈し、一藩經濟の分度を定め、爲政鑑を作つて之に遵由せしむべく興へたのである。是れ實に弘化二年であつた。

茲に群民一致の同意を得て發業將に成らんとして、高慶再び病魔に犯された。是れ彼の多病の致すところとはいへど、心身の疲勞積つて茲に至つたものであらう。二宮其病床に臨み諭して曰く「神領興復の策其調査結了の期近しと雖も未だ以て寸暇を得ず、今直に相馬兩村興復の調に従事すること能はず。子先づ歸國して兩村に發業すべきか、若し病間已むを得ざれば、當方より二三の門生を下さん」と、是れ二宮が高慶の心中を察し、斯くもすれば憂苦を安んじ、病も亦癒ゆることであらうとの心盡しより出でたものであつた。高慶謝して曰く「神領調査完成の期近きにあり、其成るの後兩村の調を煩はし歸國事に従はん、夫れ兩村の開業は則ち相馬領中の創業にして、後來國中村々の模範たらざるを得ざるなり。然るに病中の歸國何をか爲し得んや、却りて他日の障礙を來さんのみ。如かず暫く當方において治療を加へ、全癒を得て命に従はんには」と、時に池田大夫江戸に在り、高慶の病床に在るを聞き、憂慮措く能はず、來り訪はんとしたのであるが、二宮病人の爲めに宜しからずとして之を制止したのである。然るに高慶の病益々篤きものがあつたので、池田驚愕爲す處を知らざる状態であつたが、草野は自若として曰く「主家の衰廢豈一朝一夕の故ならんや、而して今や時來りて天この人を生し、以て百年の衰廢を挽回し、上下の安泰を促すものなり。且つ富田は元來身體虛弱なりと雖も志氣の剛健なる固より凡夫の及ぶべき處にあらず、豈其志成らずして倒るゝものあらんや」と、茲に於て池田も少しく眉を開くに至つたが、其後間もなく高慶の病も治したのであつた。そこで二宮は斯

法に熟達した高慶を其代理として相馬に遣はすことにしたのである。

そこで先づ宇多郡成田、坪田の二村より其仕法を開業することに決したのであつたが、其開始に就いては當初種々の論議が起つてゐた。相馬領中最も難村と稱せられてゐた山中郷草野村より其開業を希望したのであるが、二宮は之を許さなかつた。次に群議は大井、塚原の二村を選んだのである。二宮は一度之を許諾したのであるが、之も種々の事情より其發業に躊躇してゐたのである。然るに成田坪田の二邑は誠意を披瀝して其發業を請ふたので、之が開業を許可したのである。是れ二宮の深慮より出でたもので、高慶が二宮の代理として野州を發する時、二宮は彼に諭した辭の中にも「成功疑ひなき仕法なれとも初に不成功と見做し手を下すべし、我より違ひなしと云へば、人其手違を唱ふ。我より手違ふものと云へば人嘲らす。若し人之を嘲り道行はれざるときは直に手を引くべし。不成功を標榜したるもの誰か可不可を論ずるものあらんや」と、また成田、坪田の二邑を評して「これ相馬領中多くの柿の内にて赤く色つきたるものなり。萬のもの皆色の付きたる實より取るは自然の理なり」と、最初の仕法村に最も慎重なる注意を拂つてゐるので、そして一村起れば他村之に學ぶは自然の理であるから、其目的の彼岸に達する困難でないことを説いてゐたのである。

斯くて彼は二宮の膝下を離れ、櫻町を發して相馬に歸つたのは弘化二年十二月であつた。先づ池田大夫を訪うて携へ來つた成田坪田の調書を示し、談論解説深更に及んだのである。翌日彼は政廳に出

て斯道の要旨を説くこと諄々數刻に及んだが、聽く者皆な感歎して敢て聲を發する者なかつた。其翌日藩主より父嘉隆に次男久助同道登城すべしとの命あつたが、嘉隆病床にあつたので、長男完隆をして高慶を伴ひ登城せしめたのである。池田大夫君命を傳へて曰く「郷學問修行發願以來國家の爲め苦學終に二宮先生の高德を慕ひ、其門に入り飢寒を厭はず艱難を事とせず、千辛萬苦を嘗めこゝに七ヶ年の修業を積み、此度仁術の發業に當り先生の代理として歸國し、國家興復窮民救助の正業に従はん」とす。且つ年來の忠言殊に亡母より誠意の讓金及び時々の賜物は悉く仕法の用度に加せらる。其特志感賞に餘りあり。こゝに勸農古復掛代官席を命じ、且つ少分の祿體を下賜せらる」と、

高慶は自國に此興國安民法を行ふに就いては、全く救國濟民の精神より發してゐたのであるから、勿論自己の利害得失などは其問題とする處でなかつた。されば彼は之に對して答へて曰く「格別の君命を以て登用給祿の榮を拜す恐懼に堪へず。然れども國家興復に従ふものは、從來の恩祿と雖も之を辭し、一身を無位無祿に置き事成就に至る迄は専ら諸人に先ち精廓事に従ふべしとは、先生仕法の要旨なり。この旨意に基くときは何を以て祿俸を拜受するを得んや。小子の歸國は先生の代理たり、身分役格の如何を問ふ所にあらず。若し役席定らば進退こゝに窮し、仕法の澁滯火を見るよりも明なり。小子は只此仕法を施設し、國家をして安堵の地に至らしめんことを希ふのみ。豈他心あらんや、願くは此度下賜の祿俸ハこれを辭し、役席は年限中免除せられ、從來の身分に止められんことを」と大夫

は茲に大いに感動して退き、之等を具に藩主充胤に言上したのであつた。充胤高慶を引見し、親しく其請を容れ、且つ年來の艱難苦業を慰撫し、尙ほ將來の希望を述べること頗る懇懇を極めてゐた。高慶感激して退いたのである。其後問もなく左の如き恩命を賜はつたのである。

## 御意の趣

追々申聞通發業以來取扱別冊遂熟覽候處、致感心猶又今日申聞第一兩村人氣宜熟モ勢分ヲ持出致一和候次第大ニ致安心、此金子乍少分報徳ノ土臺トシテ相下ル何分宜取計。

右御意被遊御誠意ハ少分ノ御金ナカラ定公様ヨリ頂戴ノ御遺金故祕藏置候處、此度治國安民ノ仁術深ク御感心被遊御下金被仰出候。其由來昭曠院公御代天明飢饉ハ國家ノ大患御懲々被遊、御手許御省略非常金御讓被遊、天保己甲ノ大侵救荒ノ御政御基金トシテ御前御部屋住中ヨリ御儉約金モ差加凡テ御散財御無事御凌被成候ニツキ猶又御積立被遊度、御不斷御儉約ヲ以テ御撫育ノ御深慮ニ被如在候。仍テ兩村ノ民心彌致興起候ハ、乍年御領中へ推攢リ御先考様方ノ御徳化ニヨリ、御當代ノ御功業モ相顯レ、御繼嗣萬歳不朽ノ善種トシテ國家御舊復被遊度、大久保賢君ノ千金ニ比候ヘハ、十分一ノ御分量御愧入思召候得共、大儉以書兼テ御自奉モ薄ク御逼返被爲入候儀ニ付、爾來御勤儉被相盡土地ヨリ生シ候無限寶ヲ巨大御備可有之候御事ニ御座候。

弘化三年正月廿三日

高慶は仕法實施に當つて先づ役場を設け、掛員を置いて、服務心得を定めなどし、初め成田坪田の二村に其開發を爲し、孝悌を擧げ、力田を賞し、窮民を賑はし、懶惰を卻け、勤儉貯蓄の思想を養ひ風俗を匡すなど、實踐斷行以て導き、或は水利を通じ、荒蕪を開き道路を修め、橋梁を架し、且つ索綯を日課とし、積小成大の術を授け、凡て民の苦患の種となるべきものは悉く之を除去し、又其利益となるべきものは之を獎勵作興して餘すところなかつた。されば村民其仕法を歡び、益々奮勵努力すると云ふ状態となつて、懶惰は一變して勤勉となり、荒廢は茲に興起して、歳月を経るに従ひ、二村頗る潤澤の色を現はしたのであつた。茲に於て他村の民も其良法を羨望し、彼の二村に倣ひ、弊風を改め、索綯を行ひ、開業の自村に及ばんことを懇談するもの比々として起つたのである。是れ二宮は相馬の諸村を復興する事に就い言明せる、即ち一村起ては他は易々たるものと爲せる、其慧眼今事實となつて的確に證據立てられてゐたのである。

斯くて懇請の各村に對しては、先づ其村に就いて風俗の優良なるものを投票せしめ、其當選の村落より開業することとしたのである。獨り村落のみならず、勤農を賞し、窮民を賑はし、新家を興へ、破屋を修むる等のことも皆村民の投票に従つたのである。茲に於て善者は自ら闡揚されて村中の模範となり、村民は其選の公平なるに服して、當選者の行爲に倣ひ、他日其選に當らんことを期待すると云ふこととなつて、是等相互に相勵み善行に進むと云ふこととなり、一村擧げて風俗益々敦厚に歸し

たのである。斯くて二宮の興國安民の法は相馬領全村の要望する處となつて、弘化二年成田、坪田に創業して以來明治四年の廢藩に至るまで二十七年間、其施行の村落大半に及んだのである。そして是を施行せざる村落と雖も、風化大に行はれ、淳厚の美俗となり、勤勉力行の風現はれて、領内全村殆んど興復の實を擧ぐるに至つた。施行以前の積弊は茲に全く更生されて、惠澤闔境に洽く、一藩擧げて富裕豐饒の相を體現してゐたのである。是れ勿論二宮尊徳の仕法の然らしめた處であるが、高慶出でずんば、果して此良法が中村藩に施行されたであらうか、實に彼は全く相馬家を一身に背負ひ、それが救済復興の爲めに一生を捧げてゐた一の救世主であつたことを考へなければならぬ。今茲に良法施行の狀況を相馬家所藏の富田高慶傳より轉載すれば左の如くである。

## 領都ニ良法施行ノ狀況

時ハ弘化二年十二月高慶城南成田坪田ノ兩都ニ臨ミ、初メテ仁術ヲ當業シ、貧都再興上下永安ノ道ヲ教諭シ、専ラ善人ヲ賞シ、困民ヲ救助シ、日課索綯法ヲ授ケ、或ハ屋ヲ葺キテ雨露ノ憂ヲ除キ、或ハ新家ヲ與ヘテ其居住ヲ安シ、或ハ馬屋灰屋ヲ作り、農馬ヲ與ヘテ耕作ノ勞ヲ補ヒ、或ハ米穀農具ヲ與ヘテ本業ヲ勵マシ、或ハ無利息金ヲ貸シテ借財ヲ償ヒ、道ヲ築キ橋ヲ架シ、用水ヲ便ニシ、荒蕪ヲ開キテ邑民ノ疾苦ヲ去リ、其生養ヲ安ズ。邑民恩澤ヲ得テ大ニ感動シ、舊來ノ惰風ヲ革メ、善ニ進ミ、本業ヲ勵ミ、人氣和順ニ推讓ノ美風行ハレ、數年ニシテ百年來ノ衰廢興復ノ道成ル。是

ニ於テ老幼ヲ選ハズ、倉廩一字ヲ造リ、一人粗六俵ヲ以テ度トナシ、之ヲ積テ後年凶荒ノ豫備トナス。邑民益々悦ブ。且ツ多年ノ積立金ヲ増加シテ之ヲ給與シ、將來ヲ戒メ以テ仕法ヲ他村ニ移セリ之ヨリ先キ大井塚原ノ兩邑、成田坪田ノ仁術風化ノ著シキヲ聞キ、相言テ曰ク、我兩邑他村ニ先キ立チ開業ヲ請願シテ待ツコト既ニ久シ。然ルニ今成田坪田ニ開業アルハ何ゾヤ、我邑彼レニ先ンズベクシテ却テ後レタルトハ遺憾言フベカラズト雖モ、是レ我カ兩村ノ誠意彼ニ及ハザル爲ナルベシト、日課繩索積立ヲ勵ミ、有志ノ面々誠意ノ米金ト併テ之ヲ出シ、發業ヲ請フコト再三ニ及ベリ。是ニ於テ仁術ヲ發シ、恩澤ヲ布クコト前兩村ノ如シ。邑民大ニ悦ビ無賴怠惰ノ汚風一變シテ勤業誠意ノ行ヲ立テタリ。領内諸鄉村々其正業見、其教諭ヲ聞キ、此仕法ニ依テ數年艱難ヲ免レンコトヲ欲シ、互ニ舊弊ヲ革メ業ヲ勵ミ、誠意ノ米金ヲ積ミ、良法發業ヲ歎願スルモノ數十ヶ村ニ及ベリ。是ニ於テ歎願ノ村落ヲシテ、其内最モ誠意勤業他ニ抽テタル村ヲ入札セシメ、高札ノ村亦木、立谷高瀬、村上、深野ノ五邑ニ發業ス。時ニ弘化四年丁未ノ春ナリ。之ヨリ年々諸村ノ歎願ニ應シ入札ヲ以テ高松ノ村ニ發業シ、安政元年ニ至リ初發ヨリコ、二十年前記九ヶ村ニ加フルニ益田、行津、横手、手渡、樋渡、大堀、鶴谷、長塚、鴻草、南幾世橋、北幾世橋、澁川、今田、岩子、黒木、馬場野、大曲、角部内、大龜、北屋形、小野田、權現堂、川添、本笑、尾濱、原釜、下浦、小谷ノ二十八ヶ村ノ開業ヲ見ルニ至リ、領中舊來ノ惰風一變シテ荒蕪開ケ人口殖シ、租稅產穀九萬三千三百

四十苞、發業前ニ増スコト壹萬四千餘苞、安政二年ハ則チ第二期分度改正ニ當ルヲ以テ六萬七千七百七十六苞ノ分度ヲ増シテ七萬二千八百五十一苞トナシ、一藩ノ扶助其他ニ分賦シ後十年ノ分度ヲ定ム。是ニ於テ一藩諸士モ亦積年ノ困苦ヲ補ヒ、君恩ノ忝ナキヲ感ジ、良法ノ良法タル所以ヲ辨ヒタリ。此時ニ當テハ分度外ノ産穀年々萬有餘苞、本源立チ動カザルカ故ニ彌々惠ミテ彌々盡キズ。安政二年ニ至リ程田、和田、北飯淵、西山、南鳩原、浦尾、川房、岡和田、信田澤、下鳥羽、末森、棚鹽ノ十二ヶ村ニ發業シ、坪田、大井、大曲、塚原、深野、角部内、澁川ノ七ヶ村ハ全ク成功ヲ告クルニ至レリ。安政三年草野村ニ開業ス。此年冬十月二宮病ヲ以テ野州今市ノ官廳ニ沒ス。其病漸ク革マルヤ、藥餌ヲ退ケテ以テ相馬君臣ヲ激勵スル所アリ。嗚呼二宮最後ノ教訓相馬ノ仕法是ヨリ一段ノ固キヲ加ヘ、元治元年ニ至ル迄八年ノ間羽鳥、中田、石熊、山田、伊手、北鳩原等、寺内、日下石、南飯淵、浮田、太田、鹿島、北高平、新田、上海老、北海老、小池、檜原、長野、北長野、立野、新山、柚木、中村、小泉、小野、飯島、南右田、小島田、北新田、中太田、午乘、女場、水谷、嘉倉、刈宿、谷田、松迫、熊、佐山、郡山、細谷、寺澤、松倉、請戸、小丸ノ四十七ヶ村ニ發業シ、横手、矢川原、北屋形、岡和田、北鳩原、田尻、末森、棚鹽、和田、岩ノ子、川添、下浦、川房、信田澤、上羽鳥、酒井、南飯淵、西山、黒木、北高平、中田、伊手、程田、下太田、上海老、北海老等ノ數十ヶ村ハ全ク復古成就ヲ唱フルニ至リ、租稅産穀十萬二千有餘苞、發業前ニ増ス二萬

四千有餘苞、人口六萬三千有餘人、發業前ニ増スコト二萬一千有餘人ノ多キニ至ル。慶應元年第三期ニ達スルヲ以テ更ニ一藩ノ分度ヲ進メ八萬八千八百八俵ヲ以テ後十年ノ分度トナシ、度外ノ産穀實ニ一萬五千苞ヲ算シ、無盡ノ米金ヲ以テ益々恤民ノ實ヲ擧ケントス。然ルニ戊辰ノ役トナリ、續テ廢藩置縣トナリテ相馬ノ仕法ハ全ク茲ニ斷絶シ、高慶モ亦其志願ヲ達セザルヲ憾トス。然レトモ未タ恩澤ニ浴セザル過半數ノ村落モ自然ノ風化行ハレ勤業節儉敦朴富庶ノ民トナリ、殆ント仕法村ト識別スルヲ得ザルニ至レリ。弘化二年初メテ成田坪田ノ兩邑ニ良法ヲ開業セシヨリ年ヲ經ルコト實ニ二十有七、開業ノ村落壹百壹、全ク復古成就ヲ唱フルモノ五十五村、之レニ要セシ費用米二十二萬九千餘苞、金二萬三千七百兩ニ達シ、其荒蕪地原野ヲ開墾スルコト二千六十八町步餘、其費用二萬千八百兩餘、新古溝渠開鑿數百、費用一萬七千七百兩餘、溜池防堤ヲ築造スルコト大小百九十二、費用三萬四千九百兩餘、孝悌力田ノ賞與金六千六百七十兩、新家作ヲ給與スルコト五百七十三戶、費用二萬五千兩餘、蓄穀倉庫ヲ造ルコト五十二宇、費用二千六百兩餘、凶荒豫備ノ糶七萬二千二百四十三苞、厩ヲ作ルコト一千五十三、灰小屋ヲ造ルコト七百四十一、費用一萬三百兩餘、窮民ノ賑恤米一萬千八百二十苞、金三百二十兩餘、無利息年賦金ヲ貸與スルコト二萬四百三十九兩餘ニ達スト云フ。

二宮尊徳の社會哲學は人間の性は善なりとする處に立脚してゐるので、人間の惡となるのは本來の

性質でなく、其罪因とする處環境即ち社會に在ることに根本觀念を置き、故に環境の改善は同時に人間の善導を意味するものであつた。斯う云ふ處に二宮の興國安民法は哲學つけられてゐる。此の二宮の思想を承繼してゐる高慶も常に人に語つて曰く「人固より惡人なし、惡人を化して善人となし、之を任用して事業に従はしむるは吾が仕法の要訣なり。天性善なるもの奸惡に流るゝは教導し宜しきを得ざるに因る。故に道を以て化する時は返らざるものなし。惡人は猶不淨の如し。不淨を化して米粟となし、惡人を化して善事となさしむ」と、是れ高慶が二十餘年間相馬領内百餘村に仕法執行中唱ふる處の持論であつた。彼は衆と會し諭して曰く「汝等過てり、貧苦を免れ、永安の道に至らんと欲せば、宜しく分限を守り、奢侈を戒むべし。奢侈は汝等が今日の貧困を招きし原因なり」と、教諭に専ら盡してゐたので、彼の感化を受け奸吏奸民は漸次其跡を絶つに至つたのである。

時に坪田村臺町に定右衛門と云ふ者があつた。村長山守の職に在り、性無懶弊惡にて常に若輩を誘導し、惡事を爲すこと至らざるなく、遠近の者彼を恐るゝこと蛇蝎の如きものあつた。偶々高慶の例の訓諭を聞いて憤怒措く能はず、若者等と會して曰く「婚姻は一家の一大吉禮なり、互に相し、相飲んで祝するは、是れ村方從來の舊例なり、舊例に従つて相會し、相祝する何んの不可かある。彼の富田なるもの何者ぞ、新に仕法開始を名として、是れ舊例を破らんとす。加之のみならず、吾が村民を叱咤せりと、何んぞ其暴なるや、黙して已むべきにあらず、宜しく彼を途に要撃するか、彼か家に亂

入するか、何れか彼を懲さる可らず」と、茲に於て無懶の若者共之に贊同し、明朝高慶が廻村を待つて要撃せんとしたのである。同村の世話人之を聞いて大に驚き、衆を諭して漸く事無きを得たのであつた。けれども何時暴徒の起るか豫測すべからざるものがあつたので、同村の世話人等之を聞いて憂慮に堪へず、密に之を高慶に告げたのである。然るに彼は泰然として殆んど意に介さなかつたのである。

高慶は其翌日例の如く廻村に出掛け、東天將に白む頃は全村を巡視し、定右衛門の門前を通過せんとする時に世話人走り來て迎ひ、同家に休憩を乞ふたのである。高慶は其意中を諒として共に門内に入り、椽側に腰を下したのである。然るに定右衛門は戸内に在つて敢て出でんとしなかつた。其父某は同村第一の善人と稱せられ、評判高つたので、常に子の行爲を憂ふること甚しく、今此の有様を見て、定右衛門に謂つて曰く、「先生村の爲に巡視し給ふ、汝何が故に出て謝せざる」と、茲に於て定右衛門已むを得ず濫々出て來て彼に謁したのである。高慶從容として諭して曰く、「汝が父は村中第一の善人なるに、其子として汝は何が故に斯かる貧苦に陥りたりや。怠惰は貧苦の源なり。勤勉力行早く貧苦を免れ、一家を起し、親に安心を掛くべし。是れ人の子たる道にして、親を安んずるは、汝等今日第一の勤なり。親に事へて孝なるは君に忠なる所以なり。忠孝二つながら全ふするは、是れ臣子の要道に非ずや。夫れ當村仕法の開業は汝等が貧苦を憐み、其艱難を除き、永安の地を得せしめんと

領主の仁心に出て、國を擧て野州の二宮先生に委せり。余の來れるは君命を奉じ、此良法を行ふが爲なり。然るに汝此仁澤を下し給ふ所の大恩を顧みず、依然懶惰に日を送る時は上は君命に違ひ、下は親意に背くものなり、不忠不孝これより大なるものなし。若し夫れ此の如くにして止まざれば、終には君父の罪人なり、永久一身一家の滅亡を免るゝの期なかるべし。御意あらば速に勤勉の行家政を回復し、老親を安んずべし」と、諄々として説諭數刻に及んだのである。

此間定右衛門蓆上に踞し、面を傾け沈黙してゐた。高慶が此時彼の僻事を摘發せずして單に諷諭に止とめたるは深慮のある處で、彼が翌朝廻村の時再び定右衛門の門前を通過したのであつたが、其時定右衛門忽然として出て來て高慶が膝下に平伏したのであつた。高慶顧みて何用あるかを訊ねたのであるが、定右衛門答へて曰く「言上の事あり、茲に先生を待つこと久し、小子前日至教を蒙り、初て己が從來の大過を知るを得、今や先生に見ゆるを愧づ。然れども既往は悔ゆるも及ぶべからず、今より更に一身を慎み誓て過を改め一家を回復し、併て仕法の爲め村方の爲めにも盡さんと欲す。然れども人容易に信ぜざるべし。願くは先生前非を咎めず、憐愍を垂れ、暫く試み給はんことを」と、大いに前過を陳謝したのであつた。高慶意中怪む所あつたけれども、敢て之を叱責せず、諭して曰く「汝果して改心せば、親の喜び何事か之に過ぎざるべし。唯數年を経過せば再び前心に返り易きものなるを恐る。深く注意すべし」と懇諭して去つたのである。

茲に於て定右衛門歡喜踊躍して愈々改心の實を顯はし、村内復興に盡力するに至つた。其後間もなく高慶用事あつて江戸に赴き、年餘にして歸國に就いたのであるが、彼の領内に入るや、定右衛門之を聞き、途に迎へて曰く「小子明教によりて改心せり、以來未だ變せず、今後益々奮勵せんとす。請ふ休意し給ひ」と、高慶それを聽いて悦び、之を賞し、亦勵ましたと云ふ。斯くて定右衛門は全く善人に立替はり、高慶の教諭指導に従ひ、一意村の復興事業に精勵したので、其功が認められて肝入添勤に進み、村民もその功勞を稱し、藩府の知る所となつて賞揚せらるゝに至つたのである。

又或時は成田、坪田兩村の村吏等數名は仕法開業以來安佚を貪り、私慾を恣にすることが出来ないのを憤慨し、其腹癒せに職務を怠慢にすると云ふ事態が現はれてゐた。或日高慶彼等呼び嚴重なる戒諭を試み、仕法に盡力すべきことを切言したのであつた。彼等は之を悦ばず、私に會合して曰く、「仕法は富田の開業せしもの、彼が努力すべきは當然なり。我等は之と異なれり。唯だ舊法に従ひ、舊職を守れば足る。何んぞ新たに彼れが指揮を受けて特に努力するの要あらんや。彼れ若し強いて制する時は陣屋に訴へ、職を辭せんのみ」と、或人之を聞いて仕法掛員等に告げたのであつた。掛員等茲に大いに驚いて曰く「彼の陣屋の徒多くは仕法開業の不可を唱ひ、今に至るも尙ほ機を窺ひて之を破壊せんとしてゐる。此事若し陣屋の徒の耳に入らば、彼等と一味徒黨し、相携へて仕法の障礙をなし兩村に大事起らんも計り難い。」狼狽爲す所を知らずと云ふ有様であつた。

高慶此事を聞いて直ちに村吏等數名を呼び、襟を正し、聲を勵まし諭して曰く「汝等何の職に在りと思ふや、汝等は一村の爲に盡力すべき世話人なり。近來村々民情懶惰に流れ、夜は早く寝ね、朝は遅く起き、家屋は破壊すれども修理するの意なく、田地は荒撫すれども、耕耘の念なく、茫茫たる郊野に委して顧みず、實に衰廢の極度に達せり。然るに汝等邑民の上に立ち乍ら毫も之を顧るの意なく却りて其凡情を助け、其衰廢を侵すものは何事ぞや。夫れ百年の衰廢を興し、永安の途を得んとすること、豈尋常の事ならんや。我れ前に汝等に諭すに其職務に盡瘁すべきを以てしたのも之が爲めなり我は何んの縁因ありて、此處に來り艱難に甘んじ、此道を施行すると思ふや、我は當領主の依頼により二宮先生の代理として村方の歎願を容れ、回復の仕法を施行するものなり。然るに汝等は之を新法となし、舊法に従へば足れりと心得、暴言を吐て職をも退かんとするは、是れ何事ぞ、領主の命令何ぞ新舊の別あらん。加之良法に反對せんとするは、領主に對し不忠の大罪と云ふべし。抑も汝等が家は何によりて安然今日に相續し來れるや、世々君祿を食み、君徳に依りて然るなり。然るに今一旦の勞苦を厭ひ、此の大恩を顧みざるとは、豈淺ましからずや。且つ汝等は累世の武士なり、武士たる者若し戦亂し際會せば、矢石を冒し君の馬前に尺を横ふるは臣下の本分なり。汝等果して之を能くするか、若し戰場に討死するの思をなさは、今此艱難に在て職務に殉するも堪へ難きことにあらざるべしそれとも之をも堪へ難しとなし、退かんと欲せば、今我面前に於て書面を出し、速に職を辭すべし。

誠に理非を辨ぜざる者共なり」と、叱咤し、其聲大鐘を撞くが如きものあつた。

此間に於て村吏等畏怖して敢て彼の顔を仰ぎ見る者なかつた。時半杭某（坪田村給人又左衛門）も亦共に來つて座にあつたが、此教戒を聽き、悲憤の餘り病を發し、苦痛甚しく、辭して次室に退き村吏等看護に託して逃竄するが如く席を退いたと云ふ。村吏等素より退職の意あつた譯ではなく、唯だ高慶を脅嚇して以て自分等が非望を遂げんとするにあつたけれども、此處に至つて爲すところを知らず、遂に前非を悔い、過つて陳謝し、其後二村興復成就に専ら盡したのであつた。是等高慶の一點の私心なく、心身を擧げて藩衰弊の挽回に捧げてゐたのであるから、其理路井然たる訓諭は寸毫の缺隙を容さず、其高德に撃たれた彼等も遂には自分等の非理非道を悔悟し、茲に幡然として正道に立返り高慶の事業に共鳴助援するに至つたのである。

二宮は會つて高慶に語つて曰く「夫れ我が仕法を行はゞ、相馬領内今は罪人多しと雖も、後來必ずや跡を絶ち、奇特者輩出して賞するに餘りあらん、今財なきを憂ふるも終には財寶の藏所に苦むに至らん」といへる、此言仕法後の相馬の社會に適切となつて現はれて來た。開業以來惡を化して善に導き、懶惰は勤勉となり、癡疾不具者は救助せらるゝと云ふ、其處に一人の不平を抱く者なく、男女老幼皆其天職の道に従ひ、勤儉力行政々として倦む所なかつたから、事業も益々進歩し、年々萬有餘苞の分題外を以て盛んに推讓の道が行はれてゐたのである。そして一人の罪人をも作る陷隙が無かつた

から、慶應年間に至り中村城下の獄舎には終に一人の入牢者もなかつたと云ふ。茲に於て牢屋の空を告げたので、藩府は祝して曰く、是れ前代未聞の美事である。畢竟政事の其宜しきを得たるに因ると下吏に至る迄酒肴を賜うて之を祝したのであつた。

高慶の識見高邁にして理否に透徹せる藩中斷然頭角を現はしてゐたので、財政的手腕に於ても其一头地を抜いてゐた。慶應年天間候不順の爲め五穀稔らず、爲めに領民喧騒を極めたことがある。此時に當り藩府穀價を定むる殆んど平定と異ならなかつた。領民大いに之を遺憾とし、米粟を駄送して密に他藩に鬻ぐ者尠くなかつた。そこで藩府は令を出して、穀物を他邦に捌くは國法の嚴禁するところである。若し竊に之を犯して鬻ぐ者ある時は速に國法に従つて處罰せん、若し之を他邦に輸送するを認めて告ぐる者あらば、其米穀を其者に給すると云ふ觸を出したのであつた。けれども利は誰人も欲する所であるから、老若は深夜を冒して密に一二升囊に入れ他物に擬して他邦に運び、又壯者は白晝道路を避けて藪林草棘の間を出入し、險阪窮谷を涉つて他國に輸出すると云ふ状態であつた。そして是等偶々役吏の知る所となつては直に米を奪はれ、縛に就いて罰せられると云ふ慘狀が其處に展開されてゐた。

高慶是等を見るに忍びず、君前に建言し、又は時の大夫に説いて屢々米價の改正、利害得失を論ずと雖も容易に行はれなかつた。茲に於て農民は益々怨嗟の聲を發し、民心日に離反せんとしてゐた。

是等國穀の一大事で輕々に看過することを得ざるは云ふ迄もなく、加ふるに米穀の他國に流出しては國內空乏を告げ、萬一餓孁の民ありと雖も、之を救済することが出來ない。高慶之を憂へ仕法村々に令して價格の引上げ買入をしたのであつた。村民喜んで之に應じたのであるが、時の大夫之を聞いて佛然として怒り、有司を招いて曰く「米價を定むることは、國法の最も重んずる所なり。然るに仕法村は一般と異なるの理由を以て富田一己の獨斷を以て妄に米價を改正す。所謂國法を犯したるものなり。汝等行きて速に停止を命ずべし」と、藩吏二名を遣したのである。其時高慶從容として答へて曰く「圖らざりき、是れ何事ぞや、米價を定むるは國法の重する所なりと雖も、往時池田大夫、先生の教を受けてより以來毎年米價を定むる時は先生に協議せり。然るに本年何等一言の協議なくして、不當の價を定め、剩へ屢々論ずる所ありと雖も容れられず、今や他邦に出して販く者多く、官制すれども從はず、良民を罰し米穀を奪ひ、互に争鬪を事とし、遂に民をして怨恨不平を抱かしむ。豈慨歎に堪ゆべけんや。此の如くんば多年の仁政惠澤も水泡に歸し、國政の根本は既に破壊せられ、國家の前途を思へば、容易ならぬ一大事傍觀せんとするも能はず、已むを得ず、責めては我が預る所の仕法村丈も此患を防かんと、價格を引上げ買上げたるなり。然るに之を目して國法を犯すの所爲となし、我を咎めんとするものは獨り米價の事のみならず、我を罰して仕法を停止せんとの意なるべし。我焉んぞ徒らに仕法に戀々たらんや、速に退くべし、子等具に之を復命せよ」と、威風堂々、論理剴切對者の

心膽を寒からしむるものあつた。

彼等は高慶の當る可らざる態度に恐怖して歸へり、此狀を國老に告げたのである。之より先き有志等相議し、國法を犯した者は宥すべからずとし、或は獄に下すべしといひ、或は何んの面目あつて此地に止とまるを得ん、野州に赴くべし、遁竄せば獄に下すに及ばすなどの衆議が現はれてゐた。そこで高慶も愈々道の行はれざるを察し、病と稱して閉居し、亦大夫も病を以て出府しなかつた。茲に於て某等大いに憂慮し、和解を試みんとしたのであるけれども、力及ばずして止み、遂に老君充胤の知る所となり、侍臣一人を従ひ微行して高慶の邸に至り、慰撫して曰く「今般の紛議を生ぜるは皆な余が寡徳の致す所なり、當主と議して其當否を明斷すべし、汝姑く余に委して舊の如く出仕せよ」と、高慶再拜稽首して曰く「事上聞に達し尊慮を勞し奉ること其罪輕からず、深く恐懼に堪へず、退いて熟慮すべし」と、後ち間もなく相當の米價に改正せられ、大夫高慶共に出勤して、事始めて落着いたのであつた。高慶が慶應三年米價に關する建言書の一節を掲げれば左の如きものであつた。

近年御隣國米價沸騰ノ爲メ下民私ニ米穀ヲ他領ヘ持出賣拂不申様御嚴令御座候得共、粒々辛苦ノ米穀他ヘ相拂候得者眼前ノ益ヲ得候ニ付、凡情ノ所欲難免御命令ニ相觸候者モ有之哉ニテ脱穀改方被仰付、御境邊ニ相出多少ニ不限、持出候者相改取上、他領ヨリ罷越買取候モノ是又於御境相改取上加之鹽其外ノ物ニ至マテ引上候向モ有之哉ニテ御隣領ノ民痛憤ニ不堪候趣傳聞仕候、前々ヨリ莫大

ノ御仁惠ヲ以テ御領民御安撫ノ御仁政被爲布、遠近御德化奉慕候折柄、此一條細事ノ如クニ相見候得共、其實御國體ニ關係仕候不容易事ニ御坐候。二宮先師ノ所教凡國家ノ安危存亡ハ民心ヲ得ルト失フトノ二ツニ之レ有、且天ノ民ニ於ケル自他ノ差別ナク、天ノ愛スル處同一ニ付、若シ御領民御撫育ノ御餘澤御座候時ハ他領ノ民ト雖モ御惠可被遊、自他共ニ御仁澤ニ浴シ候得者、誠ニ赤子ノ父母ヲ慕フカ如ク奉感服候ハ自然ノ人情ニ付、萬一事アル時ハ御報恩ノ道モ可相立旨理解申聞ケ置候乍去方今御領民御安撫ノ道未タ半ニモ不被爲至、他領ノ人民御憐愍ノ御處置ハ素ヨリ不被爲届候得共、別段往返賣買仕候モノ難澁ニ及ヒ怨恨仕候義ハ一朝ノ御憂ニコレナク、後來ニ至ルマテ御國患ニ可相成哉ト甚タ痛心仕候。下民ノ不平ヨリ隣國互ニ不平ヲ生シ争鬭ノ禍ヲ開候様子モ不少、萬一世ノ變動ニモ及候ハ、其害少々ノ事ニハコレアル間敷候。惣テ一人御高恩ヲ唱候得者、御恩ヲ不蒙者モ心服仕、共ニ御恩ヲ稱シ、又一人怨恨ヲ唱候時乍衆怨相發候モ民情ノ常、古今民心ヲ失フヲ以テ第一ノ憂ト仕候得者、向後ハ脱穀改方御止メ被遊候方ト奉存候。先年二宮深慮ヲ以テ米穀ノ御處置方申上、御取行相成候義ハ米穀ノ價卑キ時ハ民本業ヲ怠リ末利ニ趨リ、荒廢ノ地多ク御邦内衰貧ニ及ビ、米價高キ時ハ本業專ラ相勵シ、荒地ヲ開キ勸農仕、米粟豐饒ニ至リ廣大ノ御有益御再興ノ御大業モ是ニ由テ御成就可相成、加之御隣國ヨリ米價高キ時ハ假令他領ヘ可相拂旨御命令御座候共、一粒モ相拂候モノ無之、他領ノ民モ御領中ヘ米穀持參仕、彌五穀豐カニ相成、怨憤脱穀等ノ

御憂決シテ無御坐候。米價下落ニ御立被置脱穀ヲ制シ、且他邦ノ民ヲ御拒等ノ義ハ手ヲ以テ流水ヲ拒候ヨリモ難キ事ニ相見候間、其本源貴粟ノ御有益能々評議被仰付候様奉存候。元來二宮仕法御堅守專ラ御儉道御行被遊候得者御餘財如何程モ御分臺ノ内ヨリ御出來相成候ハ必然ノ御儀、又御分外ノ米金ヲ以テ御領民御安撫ノ御仁澤ヲ被爲布候得者、下民感動勉勵ノ力ヲ以テ山邊海濱ニ至迄荒蕪相開、莫大ノ米穀ヲ生シ御收納相増御國家御盛富ニ被爲至、多分ノ御儲蓄モ被爲備、天變凶荒ハ勿論假令騷亂ノ世ト相成候共、御撫恤又ハ御軍用ノ御差支ナク御永安ノ道被爲之候御義ニ付御國家御安泰ノ道ハ全ク御仁政ノ一ニ止リ決テ御利潤筋ニコレアル事ニ御坐ナク候段、金次郎重々申聞置候當時ノ御場合益々御國本固ク相成、御領民專ラ本ヲ勤メ末ニ不走奉御仁德忠孝信義推讓ノ道ヲ相守淳朴正路ヲ以テ本意ト仕候様御教令被下置候ハ、彌御永安ノ御基本可被爲立ト奉存候。

王政維新は武家政治の崩壊で、四民平等主義に據つて諸制度が樹立せられ、國民皆兵の兵制が施かれてゐる。茲に於て當然士族の常職が解かれたのであるが、中村藩の士族中從來土着の者は常祿無きも田産あれば、其生活を完うすることが出来るけれども、城下住居の士族(當時四百五十戸あり)は給祿を失へば忽ち飢寒を免れざる境遇にあつた。茲に於て是等士族の善後策が講ぜられたのであるが、如何にして常祿に換ふべき授産の道を立てべきかと藩論となつて現はれたのである。或者は祿券を給すべしといひ、或者は共同の工業を起すべしといひ、また或者は荒地を開墾して土着せしむべしなど

論議紛々として決する所無かつた。此時高慶は策して曰く「祿券は久しく保つべからず。工業は成果期すべからず。荒蕪開拓も亦容易の業にあらず。余此事多年經驗あり。荒蕪を開墾するは豪隲の地に非らざれば成功甚だ難し。今や管内肥沃の地は既に耕地となりて餘す所山間瘠薄の地のみ。加ふるに不慣の士族をして瘠土の開墾をなさしめんとす。成就せざるに先ち流離顛敗を免れざるべし。如かず寧ろ人民所有の餘田を購求して之を配當し、各村に土着せしむるには、本藩は幸に多年惠政行はれて多少の餘田を有す。加之のみならず推讓の美風民間に行はれり。今や士族の前途困難の状態を知悉せば、誰か之を拒むものなからん」と。

藩論此處に歸結を見、方案を規畫し、吏員を郡村に派遣して、此旨を諭告したのである。居民皆な此策に服し、異口同音に「藩主至仁にして士族の前途を憂慮せらるゝ斯の如し、焉ぞ人民之に違背すべけんや。積年の恩澤に報ずるも此時にあり」と、敢て一人の異議を唱ふる者なかつた。そして一家自作に餘れる田圃を分割し、競うて其買上に應せんとしたのである。茲に於て時價五割増の價を以て之を購入し、四百四十餘戸の士族をして一戸田圃一丁歩、山林二反歩つゝを配當し、永安の基を開き世人をして相馬の士族ほど幸福な者はあらずと羨望せしむるに至つたのである。そして村に移住するに當つては村落の人民も遠近を問はず人馬を出して之を城下に迎へ、家財家屋を運搬し、加ふるに竹木等を携へ來つて家屋建築の手傳を爲すなど懇切至らざる所なかつたのである。

此情義は他に見られぬ美事として當時世間より眺められてゐたもので、高慶は之に對して曰く「農の田圃に於けるや、之より重きものなし。其重き傳來の田産に離ること君命なりと雖も、誰か之を惜まざるものあらんや。然るに一度諭示を發するや、一人異議を唱ふるものなく、快然として之に應ずる所以のものは、是れ一朝一夕の爲し得る所にあらず。多年先生の良法に依て人心煥發、仁義道德の道盛に行はれて、大に君德君恩の厚きを感戴し、衷心報恩の志より出てたるものなり。若し此推讓報恩の志なき時は、假令尺寸の地も快諾を得るや難し。況んや數百町に於てをや」と。是れ云ふ迄もなく、相馬家多年仁政を施き、推讓行はれて報恩の志燃えてゐた賜物であつた。

高慶歸藩して事業に従ふや、初め祿百五十石を給し、郡代席となし、後に用人席又は家老准席となし、最後に家老上坐に薦められ、其他功勞を賞せられ數種の恩賜あつたけれども、是等悉く辭して受けなかつた。身を無位無祿の地に置き、鞠躬盡瘁するもの、是れ素と二宮の教諭に基くもので、實に彼は之を確守してゐたのである。二宮は高慶に教諭した辭は左の如きものであつた。

國家興復ノ事業ハ容易ナラザル大道ニシテ、其成不成ハ取扱者ノ如何ニアリ。故ニ恩賞ハ勿論俸祿ト雖モ之ヲ辭シ、無位無祿ノ身トナリテ大業成就マテ粉骨碎身勉勵スル時ハ成就セザルコトナシ。然リト雖モ食フニ食ナク、着ルニ衣ナク、飢寒ヲ支フルコト能ハザレバ、如何ニ誠心堅固ノ者ト雖モ如何トモ爲シ難シ。故ニ相馬領内ノ荒蕪地仕法ニ依テ開墾スベキモノ、内若干余ニ於テ借用シ、余

ガ報徳金ヲ以テ開墾シ、其他ヨリ生ズル米穀ヲ以テ衣食セバ可ナリ。又此事ハ相馬ニ取テモ領分荒地ハ全ク仕法成就ノ時マデハ芝原ニシテ物干場ト等シキモノナリ。之ヲ借用シテ衣食ノ費ニ充ツルハ猶年々草木生シ牛馬出テ之ヲ食スルト一般ナリ。斯ノ如クニシテ後年仕法全ク成功ノ時ニ達セバ此開墾地ヲ返上セン。然ラバ藩ニ於テハ無料ノ開墾地ヲ得テ何等損失スル所ナシ。若シ此法ヲ擴張シ、荒地ヨリ生ズル米穀ヲ以テ年々繰返シ切り開キ讓リ施サバ、古語ニ所謂惠不費欲不貧泰不驕威不猛道理ニテ、此法ノミヲ以テスルモ領中殘ラズ開發シ得ベシ。然レトモ此道ハ聖人其猶病諸ト云ハレシ大道ナリ。天下ナレバ天子、將軍軍國ナレバ國主、領主、郡村ナレバ地頭、一家ナレバ主人何レモ主者ノ道ニシテ臣タル者ノ道ニアラズ。斯ル大道ヲ預リ行フ者ニ至テハ又隨テ大ニ覺悟奮勵セザルベカラズ。若シ恩祿等ノ爲ニ諛心ヲ生ジ、又ハ是カ爲ニ嫉マル時ハ大業成就セズ。是其身ノ災ナリ。昔舜帝櫟山ニ耕ストキ鳥獸耕耘ヲ助ケシ事アリ。恩祿ヲ辭シ原野ニ生シタル草ヲ食ヒ、牛馬猪鹿ニ等シク相馬ノ粟ヲ食マズ。今日ノ勤務ヲ爲ハ誰カ共忠勤ヲ感化セザランヤ。若シ一人之ヲ感動シ恩祿ヲ辭スル者アラバ、辭祿ヲ以テ開墾シ其産穀ヲ給スベシ。又一人辭スル者アラバ同ジク開墾シテ給スベシ。藩中殘ラズ祿ヲ辭ストモ國中ノ荒蕪開クルノミ。何等故障ナシ。是レ其荒地ハ辭祿ノ德澤ヲ以テ開ケ祿ヲ辭スルモノハ又之ニ依テ衣食スルヲ得ルト云フ所以ナリ。

高慶之を聞いて痛く敬服し、藩も亦二宮の深慮遠謀に只管驚歎するばかりであつた。けれども獨り

二宮の出資のみに依頼することは勿論穩當でないから、高慶は年賦償還の意を有し、藩にては幾分を出資せやうとしたのであるが、二宮は之を諾かず、重ねて主張して曰く「獨り富田氏の生計費に止まらず、隨身中往來の者あらば、其費となすも可なり。焉ぞ之を憂とせんや」と終に藩もそれに任せたのであつた。當時世評に是等は登つて、或は富田の祿を辭して身を艱難に置くは他日大いに榮譽を得んと欲するを以てなりといひ、また或は祿を受けて君に事ふる、是れ臣下の常なり、然るに祿を辭して二宮の贈物を以て荒蕪を開き、其産粟を食む、是れ相馬の臣にあらずして、二宮の奴隸に非ずやなど喋々誹謗する者あつたが、高慶は是等に敢て意を介せず、廢藩に至るまで二十有七年の間一日の如く無祿にして盡瘁したのである。

廢藩の時士族授産の方法として領内邑民所有の餘田を購ひ、一族の藩士に分與して自活の道を立てしめたのであるが、此時高慶は此分與を辭して「余幼少より國の衰頹を憂ひ、漸く二宮の仕方を學び之を君に勧め、余主宰となり、二十有餘年恩祿賞賜をも辭して聊か微力を致せり。今や世の變遷とはいひ多年の丹誠を以て開き與へたる邑民の田地を以て、我家田とするは余に於て爲すに忍びず」とて固く之を辭して受けなかつた。そして海濱の蛭澤村の未開地を選び、其處に居を卜し、潮入地を埋立て水田若干を作つたのである。之より先き舊藩中安民局として仕法取扱たる家屋は廢藩と同時に不用に歸したのであるが、將來斯業の爲め再び有用の時起らざるを保せないので、紀念物として永く保

存するの要ありとの議があつた。此時彼は藩に請うて拂下げを爲し、石神村二宮の邸内に移轉せしめた。それが空家であつたので、明治六年の春高慶に勸めて之に移らしめたのである。極めて粗造なる矮屋であつたが、尙をも之を意に介せず安住してゐた。後ち興復社設立に當つて其一半を割いて事務所となし、益々身を捨て、斯業の爲めに努力したのである。

高慶一度び二宮の示教に従ひ、相馬領復興の業に就くや、名聞を斷ち位祿を辭し、群臣の名に立ち村民に先んじて艱苦を嘗め、一意勸農撫育に従事する茲に二十有餘年、其堅忍不拔の高節は速く凡夫の及ぶ處でなかつた。戊辰前後に至つて國事多端、社稷の安危存亡に關する重大時機に遭遇してゐたが、中村藩は此秋に於て人材を要する極めて切なるものがあつた。此間に於て藩中の偉材は高慶を措いては他になしとの評は起つてゐた。そして一藩上下若に彼の擧用を希望して息まなかつたのである。

尙今國家ノ急務ハ人材ヲ擧クルニアリ。富田ノ人トナリ言行才德共ニ兼ネ一國其比ヲ見ズ。常ニ荒蕪ヲ墾シ、村民ヲ治ムルヲ以テ己ノ任トナシ、二十有餘年ノ間風雨寒暑ヲ冒シ、四肢胼胝千辛萬苦身ヲ以テ民ニ卒先ス。故ニ民ヲ見ルコト子ノ如ク、民亦之ヲ慕フコト慈母ノ如ク風化大ニ行ハレ、民既ニ廉耻ヲ知り、艱難相救ヒ有無相通シ、未タ曾テ暴戾爭鬪ノ憂アラズ。彼ノ異邦ノ民饑寒ニ堪ヘズ。咆哮相聚リ、富家ヲ毀リ、金銀ヲ奪ヒ、布帛ヲ掠ムルモノトハ同日ノ論ニアラズ。是レ富田平素教化ノ致ス所ニシテ、荒蕪ヲ擧クルハ荒蕪從テ開ケ、郷民ヲ治ムレハ、郷民從テ化ス。此手腕

アルモノ國政ヲ料理スルトキハ、百敗擧ラザルコトナク、志士ハ自ラ奮テ干馬ニ枕スルノ勞ヲ厭ハザルベシ。生民ハ夏畦雪糞ノ苦ヲ忘レテ稼穡ニ力ヲ盡スベシ。自ラ奪ヒ自ラ悦フノ士民國ニ滿ッ。巨敵利刀ナシト雖モ金城鐵壁ナシト雖モ軍國何ソ危亡ノ憂アラシヤ。嗚呼國家ヲシテ永安ナラシムルモノ其レ誰ソヤ。

と、藩主初め重臣等皆な高慶を以て此非常時を處理する最適任者と爲し、彼を拔擢して、國政を委任せんとしたのであつた。そして手を替へ人を替へて勧誘する處あつたけれども彼は容易に諸する所とならなかつた。當時高慶は慈隆師に一書を送つて其辭意を述べたのである。其略に、

今日ハ一國ノ危急ノミナラズ、天下危急ノ時ナリ。主人ノ痛慮察セザルベカラズ。人材ヲ擧用シテ國家ノ事ヲ計ルハ尤モ急務トナス。然レトモ重役ヨリ内話アリシ小子擧用ノ事ニ至テハ甚タ苦心スル所ナリ。二宮先師ハ常ニ目前ノ小事ト雖モ遠ク既往ニ探リ、將米ヲ慮リ、然シテ後ニ考策ス。相馬仕法ノ擔任小子其器ニアラズト雖モ、幸ニ今日ニ至ル迄仕法ヲ繼續スルコトヲ得タルハ、全ク先師深ク前後ヲ慮リ、小子ヲシテ無位無祿ノ地ニ置キ、世上ノ欲スル所ヲ去リ、國家ノ外物トナリテ行ハシメタルガ故ナリ。最早老年ニ及ヒ加フルニ多病衰弱何程モ盡スコト能ハズ。然ルニ今ヤ小子ヲ擧ケテ軍事國事ノ樞機ニ當ラシメントス。國家ヲ誤ルノ甚タシキノミニアラズ、先師ノ良法モ亦共ニ廢セン。嗚呼君命重シトナサバ、先師ノ戒ムル處ヲ破ラン。先師ノ教ニ從ハ、君命ニ背ク、進

退是レ谷マレリト云フベシ。聞ク古ノ明君ニハ必ず臣ト爲サルノ臣アリト、願クハ師ノ援助ヲ得永ク群臣ノ外ニ在テ多年ノ節操ヲ全フセシメントコトヲ。且先師門人ニ教フルニ人臣タルモノ常ニ祿位ヲ貪リ榮利ニ走り國家ノ安危ハ是ヲ度外ニ置クガ如キ所行ニテハ邦家ヲ覆スノ外ナシ。故ニ眞ニ忠勤ヲ勵マント欲セバ、私慾ヲ戒メ、人ノ欲スル所ヲ斷チ身ヲ忘レテ國ノ爲ニ力ヲ盡スベシ。吾カ道ヲ行フ者ハ宜シク祿位ヲ去リ、私心ヲ戒メ、勤勞ニ至リテハ他ニ倍センコトヲ主トスベシト、是レ二宮先師カ門下ニ教ユル常言ナリ。然レトモ今日ニ至ル迄之ヲ守ルモノヲ見ズ。聖賢ノ道モ是ヲ繼クモノナクンバ行ハレズ。先師ノ良法モ亦其人ヲ得ザレバ是ニ止ランカ、幸ニシテ相馬ハ一小國ト雖モ斯ノ道ノ行ハル、コト二十有餘年、此時ニ當リ小子從來ノ所業ヲ變セバ、道モ亦廢セン。是暗愚ト雖モ一身ノ進退自ラ輕ンジ難キモノアリ。

是等言々句々至誠より出でて流石の慈隆師と雖も俄に其節を動かすことが出来なかつた。茲に於て種々藩論を凝し、遂に依頼の名を以て國政委任のこととなつたのである。明治二年四月其筋より心得の爲め諸役人達せられたものは左の如くである。

家田久助數節行ノ儀ハ勿論御興復ノ大業年來御委任丹精ノ程ハ諸人偏リ所知、知之昨春以來紛擾ノ際諸事盡カネ、一通別而御國家至急ニ臨ミ順逆斷然御歸順之建議勘兵工殿同行歎訴周旋、尤大忠功アルヲ以テ御家老上野ニ御引上御國政管轄之任先般御前ニ於テ被仰付候處、御仕法ノ義ハ度外ニ立而

行ハル、ノ深義誠明先生遺訓之條々建言其任被及固辭強テ其守教節操御破被遊候義ニモ不被爲至、就テハ御國政向ハ勿論萬端御依頼被遊候段、尙被仰付候間、右之趣向々々へ可被相達候事。斯くて、明治二年九月藩内治教撫育隣藩に抽んで行届ける廉を以て藩知事位階昇進の宣下があつたが、此時知事諸役人を召して親しく口達の趣は左の如くであつた。

今般位階昇進之蒙御沙汰難有存ル余ニ於テ反省スレバ、初政ノ事ニテ斯マテノ功績モナク、全ク定公様御英斷大殿様御繼述故圖書半右工門等之盡力第一誠明先生之良法ヲ行へ、一同丹誠故之義ト存ル。尙此上彌靜慮庵久助等へ政事向萬端依頼致スルニ依テ一同モ深ク相辨ヒ御賞典ヲ辱カシメザル様精々致也。

高慶の高節は牢乎として藩と雖も尙ほ之を破ることの出来ぬものがあつた。けれども一國の國情は終に彼をして起用せざる可らざるに及び、茲に破格の處置に出で晩年國政に參與するに至つたのである。

高慶は二宮先生を尊崇し、其恩師に對する情義甚だ厚く相馬に仕法開業中と雖も其願末及び民書の場合を二宮に報告して教を請うてゐた。二宮の没するに及んでは其嗣子尊行に事へ、尙ほ二宮先生に於けると變りがなかつた。從來二宮の門に集る者幾百人たるや知れなかつたが、能く報徳の道を了得し、彼の精神を體現した者は高慶を措いては他に見られなかつた。されば二宮も彼を親愛すること深

く、高慶も二宮の示教する所を克く遵守して、如何なる萬難に處しても之に違背することなかつた。そして彼は二宮の仕法を自藩に施行したのみでなく、幕府や各藩の領地に周旋大いに努め、仕法の擴張に盡力してゐたのである。

尙ほ亦彼は施行實踐して其功業を天下に顯著にしたのみでなく、二宮の精神を傳へて「報徳記報徳論」を著してゐた。之は二宮は常に門弟に語つて曰く「我れ日夕に説く所の論説は多くは古人も未だ言はざる所なり。二三子僅々たる開墾事業に汲々せんよりは、寧ろ余が言行を筆記し、之を世教となさば千載に傳ふるも耻づる所なかるべし」と門人等感激して各自記す所あつたけれども、一片の談話に過ぎないものであつた。高慶之を遺憾とし、自ら筆を執つて會つて聞いた所の要點を摘み章を分けて論述したものである。是れ報徳論で實に嘉永三年であつた。篇成るに及び彼は之を二宮に携へ行き閱を請ふたのであるが、彼は高慶に之を繙讀せしめ、之を聽いて一言も發せなかつたと云ふ。高慶以爲く「先生の可否を云はざるは其意知るべからずと雖も、敢て深く之を咎めざるは、恐らくは大過ならん歟」と、けれども彼の精神安んぜざるものがあつたので、之を深く筐底に藏して會つて人に示さなかつた。其後二宮病死するに及び、高慶慨然として歎じて曰く「先生既に逝けり、後人復た何に由つて其德行を見、至論を聞く事を得んや。責めては萬分の一たりとも記することあらば、又以て一斑を窺ふことを得べし。往來記する所のものは未だ以て稿を脱せず。又先生の遠慮大計は庸人の得て記

する所にあらずと雖も聊か耳目に觸るゝ所の諸説行爲を筆記する所あらば、又無きに愈れり」とて新に書いたのは實に報徳記八卷であつた。是等深く筐底に藏して二十餘年間知る人なかつたが、偶々慈隆高慶の邸に至つた時彼は其稿を出して慈隆に校閲を希望したのであつた。

之が後に藩主充胤の知る所となつて、遂に寫本を坐右に備へるに至つた。充胤常に忠君に愛國の精神厚かつたので、明治の新政となつて報徳記及報徳論を献じて乙夜の覽に入れ奉らんとし、高慶に之を諮つたのである。彼は痛く恐懼したのであつたが、主命懇切止まず、又高慶の意も二宮の道天聽に達することを得ば光榮之に過ぎずとして、之が校正に着手したのであつた。充胤直に書手に命じて淨寫し装幀を整ひ宮内省に献納したのである。維れ實に明治十三年で長くも叙覽を賜はり、震裏殊に嘉尚し給ひ、儒臣に勅して校讐せられた。此時報徳論は世論と異なるものあつて論議一決せず、終に報徳記のみが宮内省に勅して印行せられ、院省府縣に下賜せられたものであつた。茲に於て初めて報徳の名が天下に響いたのである。二宮の言行をして天聽に達せしもの素より充胤の意に出でたものであるが、高慶微りせば能はざる所のものであつた。而かもそれが勅諭によつて天下に頒布するの榮譽を得たる古今其比を見ないのである。

高慶は身體は虚弱なるも其意志は頗る剛健其比類を見ざるものがあつた。頭腦の明晰、智能の鋭敏果斷處決に富める稀に見る所のもので、彼は非常の場合に於て非常の力を現はし、一度處決行したる

ものは成就せざれば息まざるものがあつた。彼は前きに興國安民を實施して窮地に陥つた自國を救済すると、明治維新となつて、藩論歸趨に迷ひ、國家一大危急を告ぐるや敢然立つて其國難を克服するなど其功嚇々たるものある。維新に際し同藩は初め仙臺米澤の雄藩の壓迫を受け、他の奥羽の諸藩と共に錦旗に抗してゐたが、此間に彼は毅然として立ち、俗論を排して大義名分を唱へてゐた。會津藩を契機として、今後の歸趨を定むべく白石に奥羽會議を開いた時高慶思ひらく、白石の集會若し大義を誤るが如きことあらば、天下の一大事なりと自ら之に赴いて大いに論ずる處あらんとしたけれど、機宜を得ずして止んだのである。此時白石同盟成り奥羽列藩は共に官軍に抗するの議を決したのであつた。假りに若し高慶をして此會議に臨ましむることを得ば、滔々懸河の辯を以て尊王の大義を力説したのであらう。彼は身體虚弱であつたが、七十有七年の長壽を完うし、明治二十三年一月死去したのである。

## 七二宮 尊德

尊德は通稱金次郎といひ、天明七年七月相州足柄上郡栢山村の農利右衛門の長子に生れた。同家は豪農と云ふ程ではなかつたが、衣食に惑はぬ相當の生活をしてゐた。然るに父利右衛門は非常に慈善心に富み、人に物を施すことを好んでゐた。之が家産を傾ける一の因となつてゐたが、それと天明の大飢饉に遭遇し、之より受くる障害の甚だ大きかつたこと、栢山村を横流してゐる酒匂川は洪水の爲めに氾濫し、時々其堤防が崩壊して、流域の田園悉く荒廢に歸してゐた。是等に原因して利右衛門の家は破産の運命に立至つたのである。

金次郎は天明の凶荒未だ終熄せざる間に生れ、而かも家産の傾きかけてゐた頃成長し、剩へ父は病の床に臥すと云ふ状態となつて、彼は幼少ながら世のあらゆる苦慘を嘗め盡してゐたのである。彼は時には父に代つて川普請に出掛け、自分の力足らざるを補ふ爲めに役吏に草鞋を興へたり、藁細工をしては父の藥料を求め、時に酒などを買つて孝養を盡してゐた。そして又二人の弟までも面倒を見る

と云ふ、此頃既に子供に賦與されてゐる凡ての特權は完全に彼より奪はれてゐたのである。斯くて彼は十四歳の時に父を失ひ、十六歳の時には母に別れた。それから伯父萬兵衛の家に引取られたのであるが、晝は未明に起き農事に従事し、夜は人の寢沈まるのを待つて讀書に耽ると云ふので

あつた。萬兵衛は百姓は學問無用と云ふ所から、彼の夜の更くるまで勉強してゐるのを見て甚だ不機嫌であつた。そこで金次郎は若し自分で油を求めて本を讀むに於ては差支なからうと思ひ、友人の家より油菜の種を借り、之を千兩用水に接する堤に蒔いて七八升の菜種を得、之を隣村小臺の油屋に持つて行つて燈油と取替へて貰ひ、之で夜學が出来ると喜び、再び夜業の終つた後ち本を出して讀んだのであるが、またも伯父に見つかれ、自分の作つた菜種を賣つたとて、時間を浪費し、翌日の稼ぎの妨げになると叱責を受けたのであつた。

彼は斯う云う人情の冷酷、世の迫害を受けながらも、決して人を怨み、世を呪ふと云ふことなく、日々の業務に精勤する傍ら零細の時間と雖も、餘暇があれば、聖賢の書を繙くことを忘れなかつた。彼は柴刈りに行く途中でも大學などを懐にしてゐて、之を讀んでゐたのである。彼の學問の修養は全く斯様にして行はれたのであつた。師に就くとか、塾に入つて講釋を聽いたのではない。全く自修自得であつた。之が却つて二宮をして偉大ならしめたのである。

彼は斯様に何處にも恵まれない不遇の間に人となつたのであるが、天は決して彼を冷遇してゐなかつた。却つて此逆境に於ける體驗こそは、實に萬卷の書に勝る知識其實學を彼に與へてゐたからである。彼は萬兵衛の世話になつてゐて夜讀書に親しみたいばかりに人の顧みない土堤に菜種を蒔いたのが、意外の收穫を得たこと、また田植糸の際道端に植多餘した其捨苗を拾ひ、休日を利用して水溜

りのある荒地に植ゑたのが、秋となつて見るに成熟し、一俵餘の粃を得たのであつた。是等孰れも廢物冗地を利用して得たる收穫であつたので、彼は先づ茲に實學の一步を踏出し「小を積んで大を爲す」と云ふ利用厚生の道理を會得したのである。

彼は十八歳の時に伯父の家を辭し、獨立して一家を立てたのであるが、其目的とする處は先祖傳來の家を復興挽回すると云ふ處にあつたから、日夜刻苦精勵寸暇なき有様であつた。此間に於て儲めた僅かな金をば、村内の貧窮してゐる人に施すことを無上の樂みとしてゐた。元來彼の父は性質善良で慈善家として知られてゐたので、彼も勿論其血を受けてゐたのであるからさもあるべきことであらうが、人間が幼少の時社會の迫害を受け、逆境に育つて來た者は、往々性質がひねくれて冷酷となるものが多い。けれども彼に於ては然らず、天質の美は世の迫害と共に切瑳琢磨の功を積んで益々其光輝を發揮して來た。彼は二十五歳の時には、全く祖先の家を再興して、立派に其宿望を遂げたのである。

金次郎の親子孝行で勤勉であつたこと、且つ亦貧民に恵み、家を回復したことなど、人の知る所となつて、一村の評判となつてゐた。文政元年小田原の藩主大久保忠真(十一萬石)が京都の所司代を止めて領地小田原に歸へられ、間もなく篤志の者四十五人を抜擢して、夫々褒賞を遣はしたのである。それには、孝子、義人、精農者などあつたが、金次郎も其中の一人に加つてゐた。そのみならず彼

は特に公より御褒めの辭を賜はつたのである。是れ彼の日常の行ひが公の耳に入り、それを隱密に確かめた結果であつた。

二宮の財政の道に非凡な才能を發揮してゐたことは、夙くも世の知る所となつてゐた。時に小田原藩に服部十郎兵衛と云ふ家老があつた。彼は奢侈に耽つてゐたので、千兩の借財を爲し、家老の職を無事に務めることも困難な状態となつてゐた。そこで親族會議を開き、藩の要職を去るか、一家の復興を計るかの岐路に立つたのである。結局再興と云ふことに決したのであつた。此時栢山村に金次郎と云ふ者があつて、斷絶した家起し、又村の爲めに盡してゐる功勞が尠くないと云ふので、彼に之を依頼するのが最も適當であらうと云ふこととなつた。そこで彼に懇請したのであつたが、二宮は自分分は百姓であるからと云つて容易に應じなかつた。併し其後仕法に就いて絶對に干渉せざること等二三の條件を附して引受けたのである。之が彼の二十五六歳の時で、それより彼は五年間服部家に居つて其手腕を振つたのである。そして同家の痛となつてゐた千兩の借財を悉く仕拂ひ、尙ほ三百兩を剩餘したのであつた。そこで服部家は二百兩を豫備金として貯ひ置き、百兩をば仕法の御禮として彼に與へたのであつた。處が二宮は之を貰つて別室に行き下女下男を悉く一室に集めて、自分が五年間服部家に居つて千兩の借財を仕拂ふことが出來たのは、要するに御前達が自分の方針に従ひ、忠實に助け働いて呉れた賜物であると語つて、其百兩を悉く彼等に分け與へたのであつた。斯くて服部家を再

興し、殆んど素の儘の粗末な服装にて無一文で歸つたので、妻はそれを見て蔑視し、行末共に生活して行くことの出来ざることを語り、後に二宮家を去つて生家に戻つたのである。

服部家の復興事業が發端として二宮の手腕力量は益々世に認められて來たので、遂に小田原藩主忠真公の命を受け、野州櫻町宇津氏の財政救済に従つたのである。忠真公は明君で、二宮の非凡なる才能を認め、初め小田原十一萬石の政治を委ねんとしたのであつたが、藩内種々の反對があつて、其目的を達することが出来なかつた。其の主なる理由としては百姓上りの者を家老の上に立てると云ふことは穩かでないといふのであつた。そこで賢明なる忠真公は思ひ直して櫻町なる分家（元祿十一年大久保忠朝の三男教信を分家した）の宇津氏の再興を企てたのである。宇津家は數十年來財政頓に疲弊し、從來屢々藩士を遣はして其救済に努めたけれども、一人も成功した者がなかつた。今若し二宮を遣はして成功すれば、藩の者も二宮に國政を委ねるのに異存を立てぬは必定と考へた結果であつた。然るに二宮は三年間之を固辭して受けなかつたが、遂に斷り切れずして野州櫻町に行くことゝなつたのである。そこで忠真公は二宮を一室に招いて茲に數千兩の金があるから、之を以て宇津家の再興をして呉れと依頼したのであつた。けれども彼は之を謝絶して「予の主義とする處は荒地を起すに荒地の力を以てし、負債を返すに負債の力を以てするのである」と答へ、そして「初年に開墾する丈の米、麥、味噌、醬油さては農具、種子、肥料等の準備を整へ、その翌年よりは田畑より收穫したるも

のを基として、段々押し擠めて行けば、櫻町の恢復は左程困難ではない」と申上げたのであつた。

彼の再興事業は、巨額の資本を要するものではない。自然展開されてゐる其自體が凡てを備へてゐるので、是等自力を以て開拓すると云ふ、要するに勤勞によつて資本を作りまた復興すると云ふのであつた。彼が野州櫻町に行き難村再興に着手してゐた際左の如きことを語つてゐた。

扱この地に來り如何にせんと熟考するに、皇國開闢の昔外國より資本を借りて開きしにあらず、皇國は皇國の德澤にて開きたるに相違なき事を發明したれば、本藩の下附金を謝絶し、近郷富豪に借用を頼まず、この四千石の地の外をば海外と見做し、吾れ神代の古に豊葦原に天降りしと決心し、皇國は皇國の德澤にて開く道こそ、天照大神の足跡なれと思ひ定めて、一途に開闢元始の大道に據りて勉強せしなり。夫れ開闢の昔、葦原に一人天降りしと覺悟する時は、流水に淨身せし如く潔き事限りなし。何事をなすにもこの覺悟を極むれば、依頼心なく、卑怯卑劣の心なく、何を見ても羨ましきことなく、心中清淨なるが故に願として成就せすと云ふ事なき場に至るなり。この覺悟事を爲すの大本なり。我悟道の極意なり。この覺悟定まれば、衰村を起すも廢家を起すもいと易し。唯此覺悟一つのみ。

精神と意氣とを以て櫻町宇津家の興復を圖り、衰村を起し、荒蕪を開發するなど拮据二十年倦むところ無かつた。彼は自家の再興を初めとして、服部、櫻町、青木村、谷田部茂木、烏山、小田原、片

岡村並伊勢原附近、大磯、葦山、下館、相馬等、又幕府の直轄地諸村及日光神領地等合計六百餘箇町村の仕法を行つてゐた。此中二宮の復心の高弟を得、一藩君臣の推舉を以て其仕法の徹底したのは實に相馬家であつた。徳川時代に於て二宮の仕法は關東及東北の一部に限られて居り、それが明治の新政となつて、其仕法の中絶となつたものも尠くないので、此良法の普く天下に行はれなかつたことは遺憾とするも、明治以後となつても二宮尊徳の行蹟が研究されてゐて、報徳なるものが今日益々世に喧傳されてゐるのである。

茲に二宮は如何なる思想の持主であつたか、また如何なる人生哲學を有してゐたかを概略研めて見よう。二宮は良師に就いて學問をした人ではない。併し幼少より本が好きで、農業を働く間にも書を携へて讀んでゐたと云ふから、如何に知識慾が旺盛であつたかと云ふことが分る。そして彼は夙に大學とか論語などの儒書を究めてゐた。そして通俗書としては「野芹」とか「日暮硯」などを愛讀してゐたやうである。「野芹」と云ふのは、明君上杉鷹山の師細井平洲の書いたもので、藩君へ奉つた上言である。其書中には勤儉貯蓄と云ふやうな民政に關する重んずべき事柄を書いてゐる。また「日暮硯」と云ふのは信州松代の城主眞田幸弘が財政困難となつて、國老恩田奎を江戸邸に呼び寄せ、改革の事を依頼したので、彼は茲に一大決意を爲し、直ちに國に歸つて、君命の爲めに身命を捧げんとするの一大決意を妻子眷屬に話した事柄などを記したものである。是等は彼の修養の糧となつてゐたことは

云ふ迄もないが、彼は學ばずして知る睿知を備へてゐたのであるから、萬卷の書も一書にも如かない價値に於て見てゐたのである。

彼は夜話に於て「佛者も釋迦が難有く思はれる中は宜しく修養すべし。儒者も孔子が尊く思はれる中は宜しく修養すべし。人間の修業といふものは、恰も高き山に登るやうなもので、低い所から段々高い所へ行けば、峰が幾つもある。そこで其山の頂きまで骨を折つて登ることを名付けて修養といふ登り詰めれば、唯高きものは天のみなり」と云つてゐる。又或時彼は弟子に向つて釋迦の教が八宗であるから、我が報徳の教は百宗位になるであらうと云へる、如何に彼は鋭利な智見を以て獨自の世界を闡明してゐたかゞ分かる。彼の夜話に「天地は一大書籍である。此書籍から學ばねばならぬ。机上の書物は死んだ理窟である。それに又註釋を加へるなどといふことは、丁度水が凍つて氷と成つた様なものだ。そんな物は役に立たないから、胸の溫氣を以て溶して本來の水にしなくては人に益がない」と、茲に至つて彼は釋迦も孔子も超越し、赤裸々となつて直接眞理の世界に突入しなければならぬのである。

然らば二宮の報徳とは如何なるものであるか、徳に報いるは讀んで字の如くであるが、人間はあらゆる物より徳を受けてゐるから、それに對して人間は最善の努力をしなければならぬのである。彼の報徳訓と云ふのは左の如きものである。

## 報 德 訓

父母根元在天地命令 身體根元在父母生育  
子孫相續在夫婦丹精 父母富貴在祖先勤功  
君身富貴在父母積善 子孫富貴在自已勤勞  
身命長養在衣食住三 衣食住三在田畠山林  
田畑山林在人民勤耕 今年衣食在昨年產業  
來年衣食在今年艱難 年々歳々不可忘報德

報德を富田高慶は四つに分けて、第一至誠を以て本とし、第二勤勞を以て主とし、第三分度を立つるを以て體とし、第四推讓を以て用とす。至誠は人道の根本で、正直の精神を失つては凡ての事が成立しない。二宮は我道は「至誠と實行とのみ」と説いてゐた。僞りとか、嘘は彼の最も排斥するもので、曾つて或者二宮に「先生の御嫌ひなものは何であるか」と尋ねたことがある。其時彼は「俺の嫌ひなものは二つある。即ち坊主と學者である」と云つた。彼は當時の學者などの空理空論にのみ走つてゐるのを、殆んど無用の冗物の如く見てゐたので、一般の俗學者などに對しては常に腐儒と稱して願みなかつたのである。

二宮は一面勤勞主義者で、其教理とする報德も、其勤勞に主要點のあることが見出される。勤勞の

反對は怠惰であるが、之は人間の最も惡徳を表示するもので、人間をして不幸死滅に至らしむるものである。人間の幸福は自然の儘に生ずるものでなく、自ら努力し、勤勞を以て始めて作り出すものであると云ふ、之が彼の勤勞主義となつて現はれてゐるのである。

分度とは何んであるか、彼の經濟思想の根柢は分度を立てるにあつた。歳入歳出の財政的狀態を考慮して、中庸を得たる分度を立て、之に基據して生活を定むることが緊要である。されば報德論語にも、國を興し民を安んずるの分度を立つるに在ることを論じて、

國の大小は異なりと雖も、土地の廣狹必ず限り有り、人別戸數も亦限りあり、國の生財に至つては然らず。今年生々して來歲又生々す、幾萬歳を経ると雖も生財不止不盡、加之能く人力を盡す時は、土地の萬物を生ずること限りなし。故に余之を名けて無盡藏と云ふ。世人は唯目前の財而已を量るが故に限りありとす。我は年々歳々地より生じて不盡ものを云ふなり。然れども國に分度なき時は、國用節なし、度なく節なければ奢侈行はる。奢侈行はるれば、用度足らず、國用足らざれば下民に取ること亦度なし。下民有限の米財を出して、飽くことなきの求めに應ず、國本たる百姓日々に窮し、周歲勤動すれども、弊衣身を掩ふに足らず、食糟糠にだも不飽、仰いで父母を養ふこと能はず、俯して妻子を全うすること能はず、老いたるものは寒を歎き、幼きものは飢ゑたりと呼ぶ。終に家を鬻ぎ、田地をひさいで離散するに至る、人事の憂豈是より痛ましきものあらんや。云々

茲に分度の必要を認め、之が一度確立すれば、生財年々倍増して、生活の憂苦を受くることがないと云ふ。實に分度は貧富の分岐點として重要視される所以で、即ち「是故に豊凶十年乃至二十年三十年も貢税を平均す、此の平均の數は信に衰時の天命易ふべからざる中庸自然の分度なり。假令上下艱難にして用度足らずと雖も、此外に得べきものなきこと顯然として明かなれば、能く艱難に安んじ節儉質素を盡し、此の分度を以て出財を制し、國家再盛の期に至るまで、卓然として堅く守り動かざれば、國本既に堅立す。國の分度既に立ち、生財の出づることは川源を開きて流水の限りなきが如し」と云つてゐる。

推讓と云ふのは、相互扶助を意味するもので、社會道德の最も根本を爲すものである。人間に互讓の精神なくしては、人と人との融和が出来ない。報徳論語にも仕法の道は推讓を以て主と爲すことを論じて、人として一日も推讓なければ、人倫の道立たずといひ、即ち「人世五倫五常禮樂刑政を以て立てり、何ぞ推讓のみを主とせんや。曰く五倫五常も推讓に非ざれば行はれず、禮樂刑政も亦推讓に由て行はる。苟も推讓なき時は、掠奪争鬪紛亂生ず、何の道か存するを得ん。何となれば推讓は人の道なり。争奪は禽獸の道なればなり。云々」と推讓の道なき時は禽獸と選ぶ處なく、人の人たる所以のものは、推讓の道あるが故に他ならずといひ、そして推讓は萬物を増大豊富ならしむ道であつて、其反對の掠奪は萬物を減少危亡に導くものであると云つてゐるのである。

二宮は最も徹底したる民本思想家で、「人の性は善なり」と、「民は國の本なり」に立脚して、彼の仕法を行ひ、社會制度を考へてゐた。報徳論語にも「壁へば蓮の泥中に根ざして空中に開花するが如し、其根泥中に全さが故に花葉甚だ美なることを得、其根は本なり、其花は末なり、而して末なるものは美にして、本なるものは美ならず、美ならざるが爲めに賤んで其本源を棄つる時は、美として貴びし花葉忽ち衰枯す。故に聖人其斯の如きを察し、自ら讓道を行ひ、艱苦を民と同うし節儉質朴を主し、大に仁を布き民を恵み、一身に替へて是を憐み、衣食住を安んじ、農事の辛苦を補ひ、稅斂を薄ふして民に幸を得せしめ、之を撫すること子の如く、之が爲めに日夜心志を勞し給ふ。故に萬民感動して其業を勵み、其生を樂み、君を仰ぐこと父母の如く、生財日々に優かに國富盛富にして、永く靜謐なるもの、他なし其花葉を主とせずして、大に其本根を厚ふするが故に、花葉の榮え求めずして自ら其中にあり。」と論じてゐるのである。

二宮は安政三年十月野州今市の官舎に於て逝去し、時に年七十であつた。其没後は一子彌太郎其遺志を繼承し、又富田高慶を初め親しく其指導を受けた人々各地に結社を組織して其遺教の實踐弘通に努めてゐたのである。明治天皇より特旨を以て從四位を追贈せられ、小田原、今市兩所には彼の遺靈は縣社となつて祀られ、永く其英名は國民の崇敬する所となり、其遺徳は益々世に顯揚せられ、且つ發展しつゝゐるのである。(東北産業經濟史二宮尊徳篇終)

昭和十八年二月五日印刷  
昭和十八年二月十日發行

三

東北産業經濟史 松平定信  
二宮尊徳篇

發行兼編纂者 淺野源吾  
東京市麴町區內幸町一丁目二番地

印刷者 內田柳次郎  
東京市小石川區大塚坂下町一三六番地

印刷所 秀錦社印刷所  
東京市小石川區大塚坂下町一三六番地

東京市麴町區內幸町一丁目二番地

發行所

東北振興會

不許  
複製

東京市麴町區丸ノ内二丁目一八昭和ビルディング

# 日東化學工業株式會社

事業地

青森縣八戸市小中野町字沖ノ野

事業種目

アルミナ、硫安及化成肥料ノ製造並販賣



終